

2025  
令和7年



# 仕事とくらしの 便利帳

建設ユニオンは 77 年の歴史を持つ労働組合です。

首都圏に広がる 13 支部で構成され、組合員の皆様の暮らしを豊かにすることを目的に活動しています。

建設ユニオンの強みは、細分化された地域管轄です。

その地域に根付いた取り組みを行いつつ、建設業界で働く皆様を各支部の仲間がサポートし、

「つなぐ、つなげる、ユニオンで」というキャッチコピーのもと、ユニオンから皆様へ輪を広げます。

つなぐ、つなげる、ユニオンで  
みんなをつなぐ建設ユニオン



首都圏建設産業ユニオン

☎ 03-3462-5331

【Mail】 [honbu@kensetu-union.jp](mailto:honbu@kensetu-union.jp)

【URL】 <https://www.kensetu-union.jp>



# 建設ユニオンが あなたを応援します

建設業で働く方なら  
誰でも入れます!!



※東京以外の地域  
神奈川、埼玉  
千葉、茨城

※事業所の所在地、組合員の皆さんの居住地によって、所属先が決まります。

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 城北支部   | 足立・北・葛飾・荒川・台東・墨田・江戸川・江東・文京           |
| 城南支部   | 渋谷・目黒・品川・大田・港・中央・千代田                 |
| 練馬支部   | 練馬・板橋・豊島                             |
| 杉並支部   | 杉並・中野・新宿                             |
| 世田谷支部  | 世田谷                                  |
| 東多摩支部  | 調布・狛江・府中・三鷹・武蔵野・小金井・国分寺・国立・稲城        |
| 多摩北支部  | 西東京・小平・東久留米・清瀬                       |
| 多摩中央支部 | 東村山・東大和・武蔵村山・立川・昭島・福生・羽村・あきる野・青梅・西多摩 |
| 多摩支部   | 八王子・日野・町田・多摩                         |
| 神奈川支部  | 神奈川県全域                               |
| 埼玉支部   | 埼玉県全域                                |
| 千葉支部   | 千葉県全域                                |
| 茨城支部   | 茨城県全域                                |



# 建設ユニオンが あなたを応援します!!



|    |             |                                                     |    |
|----|-------------|-----------------------------------------------------|----|
| 1  | 組 合 共 済     | 傷病見舞金・死亡見舞金・火災見舞金・風水害見舞金・結婚／出産祝いなどがあります。.....       | 2  |
| 2  | 建 設 国 保     | 組合員本人の医療費を後日払い戻す償還払い制度。傷病手当金の制度があります。.....          | 4  |
| 3  | 労 働 保 険     | 仕事中のけがや、通勤途中での事故、仕事が原因の病気に備えています。.....              | 16 |
| 4  | 現 場 総 合 保 険 | 仕事上のリスクに備える現場総合保険.....                              | 20 |
| 5  | 各種共済保険制度    | 生命共済、家族賠償責任保険、火災共済、自然災害共済、こくみん共済、自動車共済などがあります。..... | 22 |
| 6  | 税 金 相 談     | 「白色」も「青色」も記帳から申告まで組合の相談会で解決です。.....                 | 28 |
| 7  | 仕事・賃金確保     | 公契約条例の取り組み、大手建設企業との交渉を進めています。.....                  | 30 |
| 8  | 建設キャリアアップ   | 組合員が組合窓口で技能者登録申請する場合、初回登録料金は無料です。ぜひ登録を！.....        | 32 |
| 9  | 特定技能外国人     | 受入れは、建設ユニオンで JAC（建設技能人材機構）会員証明書の発行申請により、経費を節減.....  | 35 |
| 10 | 不払い対策・法律相談  | 仕事上のトラブル、賃金や工事代金の不払いなど組合の顧問弁護士へご相談ください。.....        | 36 |
| 11 | 技術・技能・資格    | 建設業許可・建築士・技能士・作業主任者・増改築相談員等の各種資格等の申請ができます。.....     | 38 |
| 12 | 建設業退職金共済    | 1日 320 円（1ヶ月 8,050 円）40 年で 430 万円の退職金。.....         | 49 |
| 13 | 労 金 融 資     | 事業・生活・住宅資金など、労働金庫などの融資の相談を行っています。.....              | 50 |
| 14 | 組合の親睦と交流    | 保養施設の利用補助や組合青年部、主婦の会などの親睦と交流がはかれます。.....            | 51 |
| 15 | 組 合 連 絡 先   | 首都圏に広がる 13 の支部があなたをサポートします。.....                    | 53 |



# 1 組合共済

## ユニオン加入で大きな安心

組合では、仲間同士の助け合いの制度として、組合費の一部である「共済基金（1ヶ月 1,040円）」を積み立てて、組合共済制度をおこなっています。

組合員死亡見舞金として、100万円（事故死亡 200万円）、傷病見舞金・最高 180日（144万円）、結婚祝金（3万円）などのほか、出生祝金、成人祝金、小学校・中学校入学祝金、風水害見舞金、配偶者死亡見舞金、子・父母死亡見舞金、長寿祝金、火災見舞金などが給付されます。

### 《組合共済の申請手続きについて》

- ① 傷病見舞金の申請に際しては、申請書（組合所定の用紙）に病院の証明をもらい、支部事務所に提出してください。
- ② 普通死亡、事故死亡の場合は、死亡診断書、戸籍謄本が必要になります。
- ③ 各種祝金、配偶者等の死亡見舞金については、申請書（組合所定の用紙）に必要事項を記入して分会で証明をもらい、支部事務所に提出してください。

※詳しくは支部事務所窓口までお問い合わせください。

## —— ユニオン共済と建設国保の傷病手当金で ——

入院による休業  
（5日目から）

1日当り

**10,000** 円以上

**傷病見舞金** ユニオンはもしもの時に備えます  
一例です



建設ユニオンでは仲間同士の助け合い制度として組合費の一部である「共済基金（1ヶ月 1,040円）」を積み立て共済制度を設けています。病気入院5日目から1日 6,000～8,000円、最高 180日までの傷病見舞金など、充実した給付でとても安心できる制度です。

病気通院による休業（5日目から）

**1日3,000円** 最高 180日まで

# 組合加入で共済もプラス 大きな安心です

## 建設ユニオン共済給付一覧

| 項 目         |                                                                                                                                 | 金 額 (備考)                                                   | シルバー共済金額                                            |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 組<br>合<br>員 | 普 通 死 亡                                                                                                                         | 100 万円と花輪 65 歳以上 60 万円と花輪 ※                                | 10 万円と花輪                                            |
|             | 事 故 死 亡                                                                                                                         | 200 万円と花輪 65 歳以上 110 万円と花輪 ※                               |                                                     |
|             | 不慮の事故等による障がい<br>1 級・2 級と 3 級の一部                                                                                                 | 4 万円から 200 万円 65 歳以上 2 万円から 100 万円 ※                       | 10 万円                                               |
|             | 病気等による重度障がい<br>1 級・2 級と 3 級の一部                                                                                                  | 100 万円 65 歳以上 60 万円 ※                                      | な し                                                 |
|             | け が 入 院                                                                                                                         | 1 日千円 最高 180 日 ※                                           | 休業 5 日目より<br>180 日目まで 1 日<br>1,000 円 (最 高<br>180 日) |
|             | 傷 病 見 舞 金                                                                                                                       | 入院による休業 5 日目から最高 180 日 1 日 6,000 円<br>44 歳までの病気入院 1 日 8 千円 |                                                     |
|             |                                                                                                                                 | 病気通院による休業 5 日目から最高 180 日 1 日 3,000 円                       |                                                     |
|             |                                                                                                                                 | けが入院 5 日目から最高 180 日 1 日 3,000 円                            |                                                     |
|             |                                                                                                                                 | けが通院 5 日目から最高 180 日 1 日 2,000 円                            |                                                     |
|             | 労災事故、交通事故による休業<br>30 日以上休業した場合、休業 5 日目より 1 日につき、1 千円を<br>最高 50 日間給付。労災、交通事故それぞれ最高 50 日間の給付<br>日数 (なお、この給付は 180 日の給付日数には組み入れません) |                                                            | 同 左                                                 |
|             | 傷 病 見 舞 金 再 給 付                                                                                                                 |                                                            | な し                                                 |
|             | 骨髄等臓器移植休業見舞金                                                                                                                    |                                                            | な し                                                 |
|             | 組合活動中の<br>事 故 見 舞 金                                                                                                             | 死 亡                                                        | 同 左                                                 |
|             |                                                                                                                                 | 障がい見舞金                                                     |                                                     |
|             |                                                                                                                                 | 1 日目から 44 日目まで (44 日間) 1 日 1,000 円                         |                                                     |
|             |                                                                                                                                 | 45 日目から 74 日目まで (30 日間) 1 日 2,000 円                        |                                                     |
|             |                                                                                                                                 | 75 日目から 180 日目まで (106 日間) 1 日 3,000 円                      |                                                     |
|             | 結 婚 祝 金                                                                                                                         | 1 日目から 180 日目まで (180 日間) 1 日 1,000 円                       | 同 左                                                 |
|             |                                                                                                                                 | 入院見舞金                                                      |                                                     |
|             | 結 婚 祝 金                                                                                                                         | 3 万円 (組合加入後、6 ヶ月経過した際に受給資格を得ます)                            | 同 左                                                 |
|             | 長 寿 祝 金                                                                                                                         | 77 歳を迎えた際 3 万円 80 歳を迎えた際 1 万円                              | 同 左                                                 |
|             | 各 種 祝 金                                                                                                                         | 成人 (20 歳時)、敬老 (65 歳時)、出生 各 2 万円                            | 同 左                                                 |
|             | 入 学 祝                                                                                                                           | 小学校・中学校 それぞれ 1 万円 (相当額) ※組合員の子が対象                          | 同 左                                                 |
|             | 配 偶 者 の 死 亡                                                                                                                     | 5 万円と花輪                                                    |                                                     |
|             | 父 母 お よ び 子 の 死 亡                                                                                                               | 1 万円                                                       |                                                     |
| 自<br>宅      | 全 焼                                                                                                                             | 最高 10 万円 (借家やアパート居住者も同額) (09 年 4 月より)                      | 5 万円                                                |
|             | 半 焼                                                                                                                             | 最高 5 万円 (借家やアパート居住者も同額) (09 年 4 月より)                       | 3 万円                                                |
|             | 一 部 焼・風 水 害                                                                                                                     | 最高 2 万円 (09 年 4 月より)                                       | 同左                                                  |
|             | 建 築 中 の 建 物 の 火 災                                                                                                               | 最高 5 万円 自分で自宅を施工している際の新築中の建物火災に適用                          |                                                     |

※保障内容の一部は全労済が共済引受団体になります。

02 年 8 月以降の加入者が 75 歳以上になった場合の事由発生には給付が制限されます。

(注 1) 共済受給資格発生は組合加入が承認された中央執行委員会の翌月 1 日からの発生事由が対象となります。ただし、傷病見舞金については、加入が承認された中央執行委員会の翌月から 6 ヶ月後の翌月 1 日以降の発生事由が対象となります。(2015 年 4 月 1 日より)

(注 2) 「シルバー共済」は、60 歳を超えて加入した組合員に適用されます。

(注 3) 傷病見舞金制度の給付日数は入院や通院、通算年数にもかかわらず 180 日が限度です。

(注 4) 傷病見舞金の通院時の給付は、通院日数×4 倍、もしくは医師の労務不能日数の少ない方での給付となります。ただし、骨折等で固定治療 (ギプス等) の場合は、医師の証明日数での給付となります。なお、特殊事情については考慮します。支部にご相談ください。

(注 5) 傷病見舞金の申請時は、支部執行委員長が組織証明を行います。また、各種お祝い、火災等の見舞金申請は、分会で証明が必要です。支部にご相談ください。

(注 6) すべての請求時効は 3 年間です。

(注 7) 組合共済の給付は、組合員本人の事由が対象です。

組合共済

組合共済

建設国保

労働保険

現場保険

共済制度

税金相談

仕事賃金

アキ  
ツリ  
ブア

外特  
定技  
人

法不  
律  
相  
談

技  
能  
資  
格

建  
退  
共  
融

資

親  
睦  
交  
流

連  
絡  
先

# 2 建設国保

自分や家族が病気になったり、けがをしたとき、治療費の負担を軽減するために、あらかじめ保険料を出し合い、必要な治療を受けることができるようにすることを目的にした、国の制度が、国民健康保険です。

建設国保は、この制度にもとづき、建設ユニオンをはじめ、建設労働組合が母体組合となって設立した自前の国民健康保険です。昭和 45 年に設立され、同じ建設業に従事しているという特徴を活かして、運営を続けています。

個人事業所や一人親方の皆さんが通常加入している「国民健康保険（公営国保）」は、市区町村が運営していますが、「建設国保（組合国保）」は、組合が自前に運営していることから、公営国保にはない大きな特徴があります。

また、法人事業所の皆さんは、「協会けんぽ」に加入することが原則ですが、組合国保に加入したまま厚生年金をかける「健保適用除外制度」があります。（詳しくは支部窓口にてご相談ください）

|                    |       |   |      |
|--------------------|-------|---|------|
| 一般的な法人事業所          | 協会けんぽ | + | 厚生年金 |
| 個人事業所、一人親方         | 組合国保  | + | 国民年金 |
| 健保適用除外制度を活用した法人事業所 | 組合国保  | + | 厚生年金 |

人間ドックや健康診断等の助成、保養施設利用補助、東京ディズニーリゾート利用補助等もあります

（ゼネコン現場で求められる、社会保険の加入証明は、組合国保でも大丈夫です）

## 公営国保と組合国保との違い

|       | 公営国保              | 組合国保                                          |
|-------|-------------------|-----------------------------------------------|
| 保険料   | 所得および家族の人数で決まります。 | 仕事上の立場や年齢、家族の人数で決まります。公営国保より保険料が安くなる場合があります。  |
| 償還金制度 | なし                | 治療費が月単位で一定額をこえた場合、払い戻し（償還金）を受けることができます。       |
| 傷病手当金 | なし                | 本人が入院した場合などに、1 日 2 千円～1 万円の傷病手当金をうけとることができます。 |
| 出産手当金 | なし                | 女性組合員が出産する際、産前産後に、手当金をうけとることができます。            |

2024 年 12 月 2 日以降、新たな保険証の発行は無くなったため、マイナ保険証（健康保険の利用登録をしたマイナンバーカード）の所持状況により、保険証に代わる書類として「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が発行されます。

- \* 「資格確認書」…マイナ保険証を持っていない方に発行。今までの保険証と同様に医療機関等の窓口で提示し受診します。
- \* 「資格情報のお知らせ」…マイナ保険証を持っている方に発行。マイナンバーカードには氏名、生年月日等の記載しか無いため、自身の健康保険の資格情報の確認に用います。また、マイナ保険証が利用できない医療機関等を受診する際にマイナ保険証と一緒に提示し受診します。

## 主な給付内容の一例（居住地域等によって加入する建設国保が異なります）

| 国保組合名                       | 傷病手当金                                                                                                                                   | 出産手当金                                                                    | 出産育児一時金            | 葬祭費                                   | 償還払い制度                                                             |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 東京建設業<br>国民健康保険組合           | 1日 5,000 円<br>×年度内60日<br>加入後6ヶ月経過<br>した組合員が病気<br>等で入院した時                                                                                | 1日 5,000 円<br>×産前 42 日<br>産後 56 日<br>※加入後1年経過<br>した組合員が出<br>産し、収入がない時    | 1児につき<br>500,000 円 | 本人・家族とも<br>80,000 円                   | 組合員本人入院時、通<br>院時、月単位1レセプト<br>17,500 円を超えた分<br>を償還                  |
| 中央建設<br>国民健康保険組合<br>(千葉・茨城) | 3年を単位として<br>(通院) 1 日<br>2,000~4,000 円<br>× 50 日<br><br>(入院) 1 日<br>8,000 円<br>× 50 日<br>(加入後90日以内<br>は給付しません)<br>(連続して5日以上<br>の休業があった時) | 1 日<br>2,000~4,000 円<br>×産前 25 日<br>産後 40 日<br>※加入後180日<br>経過した女性組<br>合員 | 1児につき<br>500,000 円 | 本人<br>70,000 円<br><br>家族<br>50,000 円  | 70 歳未満組合員本人<br>は保険診療分医療費に<br>ついて、月単位1レセ<br>プト 17,500 円を超え<br>た分を償還 |
| 埼玉県建設<br>国民健康保険組合           | 3年間で<br>(通院) 1 日<br>2,500~4,000 円<br>×最高 60 日<br>(入院) 1 日<br>10,000 円<br>×最高 60 日<br>(連続して4日以上<br>の休業があった時)                             | 1 日<br>2,500~10,000 円<br>×産前 42 日<br>産後 56 日<br>※女性組合員                   | 1児につき<br>500,000 円 | 本人・家族とも<br>70,000 円                   | 組合員本人入院時、月<br>単位1レセプト 17,500<br>円を超えた分を償還                          |
| 神奈川県建設業<br>国民健康保険組合         | (入院) 1 日<br>4,000 円<br>×年間 50 日                                                                                                         | 出産に際し<br>250,000 円                                                       | 1児につき<br>500,000 円 | 本人<br>100,000 円<br><br>家族<br>50,000 円 | 同じ月に組合員本人<br>20,000 円を超えた分・<br>家族 30,000 円を超え<br>た分の医療費を後日償還       |

※1レセプト（診療報酬明細書）…医療機関ごとに別々。同一医療機関でも入院、外来、歯科も別々。患者ごとに毎月1日から月末までが一月単位。

詳しくは p.6 以降の各国保組合の案内をご覧ください

- ▶ 東建国保〈東京建設業国民健康保険組合〉…………… 6
- ▶ 中建国保〈中央建設国民健康保険組合〉…………… 10
- ▶ 埼建国保〈埼玉県建設国民健康保険組合〉…………… 12
- ▶ 神建国保〈神奈川県建設業国民健康保険組合〉…………… 14

# 東建 東建国保

〈東京建設業国民健康保険組合〉

組合でつくっている建設国保は、他の医療保険と比べてもさまざまな有利な制度を持っています。東建国保では、身体が資本の建設職人の立場を考え、組合員本人の保険診療分で1レセプト17,500円を超えた医療費を後日払い戻す（償還払い）という、すぐれた制度を運営しています。建設職人にとって、病気になると先だつのが生活の心配です。収入がストップするばかりではなく、その治療にかかる出費がかさむことになり、家計に二重の負担となってあらわれます。そんな時に医療費の償還払い制度で医療費を最小限に抑えることができます。さらに、病気等で入院し収入がない時、入院期間の日数に対し、1日5,000円の傷病手当金を最高60日間、金額にして最高30万円の給付を受けることができます。

あわせて、高額医療制度に対応した限度額適用認定の制度、出産育児一時金の直接払い制度、インフルエンザ予防接種への補助、集団健康診断・人間ドックへの補助など、有利な制度が盛りだくさんあります。

給付申請の問い合わせは、支部事務所窓口までお願いします。

## 東建国保の保険料

| 年 齢    | 健康保険料（月額） |         |         |         | 介護保険料  |
|--------|-----------|---------|---------|---------|--------|
|        | 法人事業主     | 個人事業主   | 一人親方    | 従業員     |        |
| 15～24歳 | 26,000円   | 22,600円 | 14,700円 | 14,700円 | —      |
| 25～29歳 | 29,500円   | 26,100円 | 18,200円 | 18,200円 | —      |
| 30～34歳 | 32,300円   | 28,900円 | 24,800円 | 21,000円 | —      |
| 35～44歳 | 33,600円   | 30,200円 | 26,100円 | 22,300円 | 4,200円 |
| 45～54歳 | 33,700円   | 30,300円 | 26,200円 | 22,400円 | 4,200円 |
| 55～64歳 | 34,200円   | 30,800円 | 26,700円 | 22,900円 | 4,200円 |
| 65～74歳 | 34,200円   | 30,800円 | 26,700円 | 22,900円 | —      |

※就労別により法人事業主 12,100円、個人事業主 8,700円、一人親方 4,600円（30歳未満 800円）、従業員 800円の加算を含む。

※家族分

家 族（乳幼児・成人男性以外）一人につき 6,800円

乳幼児（小学校就学前まで）一人につき 1,900円

成人男性（25歳から60歳未満、学生・障がい者を除く）一人につき 15,500円

※「成人男性」、「家族」、「乳幼児」の順で一世帯5人まで徴収

※都外居住者の加入は1人1,300円加算。

※介護保険料の徴収は本人・家族共40歳から64歳まで。

※後期高齢者支援金として、組合員・成人男性家族4,500円、家族（成人男性、乳幼児を除く）3,300円、乳幼児600円が月額保険料に含まれています。しかし、家族人数が5人を超えた場合（乳幼児は除く）は、後期高齢者支援金が別途に徴収となります。

### 産前産後期間の健康保険料軽減措置

届出により、出産する被保険者または出産した被保険者の出産予定月（出産月）の前月から出産予定月（出産月）の翌々月までの4ヶ月の保険料が軽減され、後日還付されます。（多胎妊娠の場合は、出産予定月（出産月）の前3ヶ月から6ヶ月分の保険料）

## 東建国保の主な給付内容

| 名 目                  | 内 容                                                              | 請求時に必要な書類                                                         |
|----------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 傷病手当金<br>(組合員本人のみ)   | 病院入院期間 1 日 5,000 円<br>× 年度内 60 日間<br>(加入後 6 ヶ月経過した組合員が病気等で入院した時) | 組合にある所定の用紙に医師の証明をもらい、組合に提出する(印鑑持参)。用紙は請求すれば郵送もします。                |
| 出産手当金<br>(組合員本人のみ)   | 1 日 5,000 円×産前 42 日、産後 56 日まで(加入後 1 年経過した組合員が出産し、収入がない時)         |                                                                   |
| 出産育児一時金<br>(本人・家族とも) | 一児につき 500,000 円                                                  | ①印鑑<br>②新生児が記載された住民票など                                            |
| 葬 祭 費                | 本人・家族は 80,000 円                                                  | ①印鑑<br>②所定の用紙(葬祭費申請書)に医師の証明、または死亡診断書(写しでも可)、または住民票除票<br>③葬儀の領収書など |
| 償還払い制度               | 組合員本人 入院時・通院時・月単位 1 レセプト 17,500 円を超えた分を償還します。                    | 後日、国保組合から通知が行きます。尚、同意書提出済みの方は、後日ゆうちょ銀行口座への振り込みになります。              |

## 東建国保の補助制度(補助事業)

- 〈組合の集団健診〉 健診内容により最高 11,000 円を補助。
- 〈人間ドック〉 東建国保の指定医療機関で自己負担 15,000 円で受診できます。
- 〈保養施設利用補助〉 東建国保が契約している保養施設(契約旅館)を組合員・家族が利用される場合、被保険者 1 人につき 3,000 円が補助されます。詳しくは支部事務所窓口まで。
- 〈インフルエンザ予防接種補助〉 被保険者(接種時に 65 歳未満) 1 人につき、2,000 円を上限に年度中 1 回補助。
- 〈東京ディズニーリゾート® 利用補助〉 東建国保の被保険者がディズニーランド・ディズニーシーを利用する際、1,500 円の利用券があります。
- 〈出産育児一時金の直接払い制度〉 医療機関に、出産育児一時金を直接支払う制度があります。制度を利用しない医療機関もありますので、事前にご確認ください。

## 組建国保の加入条件と加入手続き

- 組建国保に加入する条件は？  
建設産業に従事している労働者、職人、事業主であれば、加入できます。
- 組建国保に加入する手続は？  
① 家族全員の名前が記載された住民票(省略住民票ではなく、世帯主・続柄等が記載されたもの) 1 通と印鑑  
② 職種確認のため、事業主・一人親方(「職業」欄に記載のある所得税の確定申告書一式の控(1 表・2 表と内訳書等)、労災保険加入証明書等)、従業員(法人…健保適用除外承認証、個人…源泉徴収票、確定申告書(給与所得)の控(1 表・2 表)と雇用証明書等)  
③ 同意書(振込先ゆうちょ銀行口座届兼同意書)  
※ マイナンバーの記載と本人確認が必要となるため、加入する家族全員のマイナンバーが分かるもの(個人番号カード等)と申請者の身元確認書類(個人番号カード、運転免許証等)をご用意ください。
- しめきりと発効  
毎月 20 日締め切りで、翌月 1 日から資格が発効します。

## 6 支所共済制度

東建国保に加入する組合員本人の  
入院自己負担割合分を医療共済で補完し、**実質無料に!**

### 1 入院給付金制度により 25,000 円を給付します!

東建国保は償還払い制度により、1 レセプト 17,500 円を超えた医療費の払戻し制度を実施しています。6 支所共済では、自己負担部分の 17,500 円払戻して医療費を実質無料とする制度を行っていましたが、2024 年 4 月診療分から給付額を 25,000 円に増額し給付しています。

※ 1 レセプト ⇒ 同一医療機関・診療所で、1 か月間にかかった医療費の請求書

### 2 育児支援金により出産後最長 20 か月分の健康保険料を払戻します!

女性組合員が出産後、育児のために休業した場合に、休業時の健康保険料を補助する制度です。

|       |                                                                                                                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支給対象  | ○女性組合員で、雇用保険の被保険者（従業員の方）で育児休業給付金を受給している方<br>○家族経営の女性組合員従業員の方<br>○出産支援金を受給した方で、引き続き休業する方                              |
| 対象保険料 | 組合員及び扶養家族の保険料（介護保険料も含む）                                                                                              |
| 対象月   | 出産支援金の終了月の翌月から、最長 20 カ月                                                                                              |
| 申請方法  | ○雇用保険被保険者の方は「育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）」「育児休業給付次回支給申請日指定通知書（事業主通知用）」のいずれかの写しを、組合窓口へ提出<br>○家族従事者の方は、育児休業証明書（事業主の無給証明）を提出 |
| 支払日   | 6 か月分をまとめて、指定口座にお振込みします。                                                                                             |

#### ■育児支援金制度の支給例：2024 年 6 月 11 日出産

| 8 月                    | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 |
|------------------------|-----|------|------|------|
| 育児支援金支給期間：8 月～最長 20 カ月 |     |      |      |      |

※出産支援金は、女性組合員であれば、事業主・一人親方も対象としていますが、事業主等は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等は取得できないとされているため、育児支援金の対象は、従業員・建設従事者の方のみを対象とさせていただきます。

### 3 男性育休支援制度が始まりました!

休業 10 日未満 10,000 円、休業 10 日以上 30,000 円を給付

男性が育児休暇を申請した際の支援制度です。男性の場合、1 月丸ごと休む事は稀であるため、10 日未満の休業に対し 10,000 円、10 日以上の休業で 30,000 円を給付します（対象の子供の年齢が 2 歳に達するまで）。

■申請方法：申請書に記入押印し、事業主の休業証明をもらった上で、所属組合で申請してください。

#### 4 日帰り手術支援制度、申請により 30,000 円を補助します！

東建国保では、入院した際の傷病手当金の制度はありますが、日帰り手術に対する給付はありません。この制度は制度の隙間を補完するため、日帰り手術をした方を対象にした制度です。申請により 30,000 円を給付します。

■申請方法：申請書に記入押印し、申請書を医療機関に提出し記載をしてもらった上で、所属組合で申請してください。

#### 5 子育て支援制度、東建国保に加入する小・中・高に入学する年齢に達したお子さんを対象 10,000 円を給付します！

対象者は東建国保に加入している小学校・中学校・高校に入学する年齢に達した子供が対象です。東建国保被保険者本人の郵便局の登録口座に、準備が整い次第 10,000 円を振込みいたします。

## 建設 7 支所カードを活用しよう！

※東京都建設組合と建設ユニオンとの組織合同により、7 支所から 6 支所に名称は変わっていますが、発行済みのカードは、そのまま有効期限までお使いいただけます。

建材店等と提携、7 支所カードの提示で下記の割引が受けられます。

会計の際はレジにて、お手持ちの 7 支所カードをご提示ください。

#### ① コーナン PRO・ビーバープロ

(東京・神奈川・千葉・埼玉 39 店舗) カード提示で **3%引き**

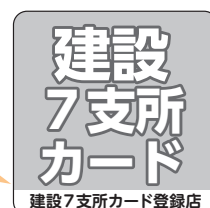
※割引対象外商品があります。ご注意下さい。

#### ② 東邦興産（居酒屋 3 店舗）カード提示で **10%引き**



このカードを  
ご提示ください

店頭のこの  
シールが  
目印です



| 店 名       | 住 所                        | 電話番号         | 営業時間／定休日                      |
|-----------|----------------------------|--------------|-------------------------------|
| 魚や 次男坊店   | 世田谷区太子堂 4-22-14 香田ビル1階     | 03-3487-6384 | 店舗により異なります。<br>事前に店舗にご確認ください。 |
| 魚や NS ビル店 | 新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 29 階 | 03-5321-4121 |                               |
| 勝浦よろず萬べえ店 | 渋谷区代々木 1-37-6 三栄商事ビル2階     | 03-3320-7011 |                               |

#### ③ クッキング・チーズ (TEL 03-5935-4428 練馬区東大泉 5-38-20/11:00～19:30 月曜定休)

チーズブレンダーが厳選したチーズで作る専門店 カード提示で **5%引き**

※普段使いの料理用チーズやチーズ菓子に特化したチーズショップ



#### ④ こくみん共済指定自動車修理工場

#### ⑤ 靴流通センター（株）チヨダ

靴流通センターのホームページ [kutsu.com](https://kutsu.com) にアクセスし、ログインの上、靴を購入する際に**クーポンコード**を入力することにより **10%割引**が適用されます。

※クーポンコードは半年に 1 度改まりますので、各支所にお問い合わせください。

※ご家族も、使用できます。

※カードの有効期限は、「2028 年 3 月末まで」です。組合を脱退するときはカードを組合までご返却ください。

※ 6 支所共済のお問合せは、所属の各支部までお願いします。

# **中 建 国 保**

〈中央建設国民健康保険組合〉

組合でつくっている建設国保は、他の医療保険と比べてもさまざまな有利な制度を持っています。中建国保では、身体が資本の建設職人の立場を考え、70歳未満の組合員本人の保険診療分で1レセプト17,500円を超えた医療費を後日払い戻す（償還払い）という、すぐれた制度を運営しています。建設職人にとって、病気になると先だつのが生活の心配です。収入がストップするばかりではなく、その治療にかかる出費がかさむことになり、家計に二重の負担となつてあらわれます。そんな時、医療機関では3割自己負担となりますが、1レセプト保険診療分医療費17,500円を超えた部分は後日「償還払い」され（70歳未満組合員・加入後3ヶ月経過後）、医療費負担を最小限に抑えることができます。さらに、病気等で入院した際には、入院期間の日数に対し1日8,000円の傷病手当金を最高50日間、給付を受けることができます。

あわせて、高額医療制度に対応した限度額適用認定の制度、出産育児一時金の直接払い制度、健康診断への補助、保養施設利用補助など、有利な制度が盛りだくさんあります。

給付申請の問い合わせは、支部事務所窓口までお願いします。

## 中建国保の主な給付内容

| 名 目                                          | 内 容                                                                                           | 請求時に必要な書類                                            |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 傷病手当金<br>(組合員本人のみ)<br>(休業連続5日以上<br>で1日目から支給) | (通院) 1日 2,000 円～ 4,000 円<br>(入院) 1日 8,000 円<br>3年を単位として、それぞれ最高 50 日間給付。ただし、加入後 90 日以内は給付しません。 | 組合にある所定の用紙に医師の証明をもらい、組合に提出する。<br>用紙は請求すれば郵送もします。     |
| 出産手当金<br>(組合員本人のみ)                           | 1日 2,000 円～ 4,000 円<br>産前 25 日、産後 40 日まで<br>加入後 180 日以内の出産は、給付対象外です。                          |                                                      |
| 出産育児一時金<br>(本人・家族とも)                         | 一児につき 500,000 円                                                                               | ①印鑑<br>②母子手帳もしくは新生児が記載された住民票など                       |
| 葬 祭 費                                        | 本 人 70,000 円<br>家 族 50,000 円                                                                  | ①印鑑<br>②所定の用紙(葬祭費申請書)に医師の証明、または死亡診断書(写しでも可)、または住民票除票 |
| 償還払い制度                                       | 70 歳未満組合員本人は、保険診療分医療費について、月単位1レセプト 17,500 円を超えた分を償還します。ただし、加入後 3 ヶ月後からの給付となります。               | 後日国保組合から通知されます。                                      |

## 中建国保の主な給付内容

〈健康診断（組合員本人と 20 歳以上の家族）〉 最高 12,000 円を補助。

〈保養施設利用補助〉 指定している保養施設に宿泊した被保険者（本人・家族）に一泊 3,000 円の補助（年 1 回）。

〈インフルエンザ予防接種補助〉 被保険者 1 人につき 2,000 円を年度中 2 回まで補助。

〈女性組合員の育児休業期間の保険料免除〉 子が 1 歳になる前月まで。

## 中建国保（千葉）の保険料

| 健康保険料 |             | 介護保険料   |        | 合計      |
|-------|-------------|---------|--------|---------|
| 組合員種別 | 月額          | 月額      | 月額     | 月額      |
| 法人第1種 | 30歳以上法人事業主  | 33,000円 | 4,900円 | 37,900円 |
| 第1種   | 30歳以上個人事業主  | 31,200円 | 4,800円 | 36,000円 |
| 第2種   | 30歳以上一人親方   | 26,600円 | 4,200円 | 30,800円 |
| 法人第3種 | 30歳以上の法人従業員 | 22,600円 | 3,700円 | 26,300円 |
| 第3種   | 30歳以上の個人従業員 | 21,900円 | 3,600円 | 25,500円 |
| 第4種   | 30歳未満       | 15,000円 | —      | 15,000円 |
| 第5種   | 25歳未満       | 12,300円 | —      | 12,300円 |
| 第6種   | 20歳未満       | 9,700円  | —      | 9,700円  |
| 家族    | 3歳以上6歳未満    | 3,600円  | —      | 3,600円  |
|       | 6歳以上23歳未満   | 4,900円  | —      | 4,900円  |
|       | 23歳以上70歳未満  | 5,800円  | 2,800円 | 8,600円  |
|       | 70歳以上75歳未満  | 5,000円  | —      | 5,000円  |

※介護保険料の徴収は本人・家族共 40 歳から 64 歳まで。※3歳未満の家族保険料の徴収は行いません。

## 中建国保（茨城）の保険料

| 健康保険料 |             | 介護保険料   |        | 合計      |
|-------|-------------|---------|--------|---------|
| 組合員種別 | 月額          | 月額      | 月額     | 月額      |
| 法人第1種 | 30歳以上法人事業主  | 33,200円 | 4,900円 | 38,100円 |
| 第1種   | 30歳以上個人事業主  | 31,400円 | 4,800円 | 36,200円 |
| 第2種   | 30歳以上一人親方   | 26,800円 | 4,200円 | 31,000円 |
| 法人第3種 | 30歳以上の法人従業員 | 22,800円 | 3,700円 | 26,500円 |
| 第3種   | 30歳以上の個人従業員 | 22,100円 | 3,600円 | 25,700円 |
| 第4種   | 30歳未満       | 15,000円 | —      | 15,000円 |
| 第5種   | 25歳未満       | 12,300円 | —      | 12,300円 |
| 第6種   | 20歳未満       | 9,700円  | —      | 9,700円  |
| 家族    | 3歳以上6歳未満    | 3,600円  | —      | 3,600円  |
|       | 6歳以上23歳未満   | 4,900円  | —      | 4,900円  |
|       | 23歳以上70歳未満  | 5,800円  | 2,800円 | 8,600円  |
|       | 70歳以上75歳未満  | 5,000円  | —      | 5,000円  |

※介護保険料の徴収は本人・家族共 40 歳から 64 歳まで。※3歳未満の家族保険料の徴収は行いません。

## 組建国保の加入条件と加入手続き

## ●組建国保に加入する条件は？

建設産業に従事している労働者、職人、事業主であれば、加入できます。

## ●組建国保に加入する手続は？

- ①家族全員の名前が記載された住民票（世帯全員で本籍・続柄・マイナンバーが記載されていて、すべて省略されていないもの）1通と印鑑。
- ②加入確認書。
- ③組合員の資格及び種別保険料に関する申告書。
- ④振込先金融機関預金口座届。
- ⑤現在加入している健康保険の確認書類。

⑥職種を確認するための資料（「職種」が記入された税務署の受付印がある確定申告書の控え、又は、職種が記入された労災保険加入証明書）など。

※②③④は組合にあります。（組合所定の用紙）

※申請者の身元確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）をご用意ください。

## ●しめきりと発効

毎月20日締め切りで、翌月1日から資格が発効します。

■法人事業所で「健保（政管健保）の適用除外」申請をされる場合は、上記の条件が変わります。



# 埼建国保

〈埼玉県建設国民健康保険組合〉

組合でつくっている建設国保は、他の医療保険と比べてもさまざまな有利な制度を持っています。埼建国保では、身体が資本の建設職人の立場を考え、組合員本人が入院した際の保険診療分医療費を後日払い戻す（償還払い）という、すぐれた制度の運営を行っています。建設職人にとって、病気で入院するとなると先だつのが生活の心配です。収入がストップするばかりではなく、その治療にかかる出費がかさむことになり、家計に二重の負担となってあらわれます。そんな時、医療機関では3割自己負担となりますが、入院時の保険診療分で1レセプト17,500円を超えた医療費が、後日「償還払い」され、医療費負担を最小限に抑えることができます。さらに、病気で入院した際には、入院期間の日数に対し1日10,000円の傷病手当金を最高60日間、通院時においても、最高1日4,000円、最高60日間の傷病手当金の給付を受けることができます。

あわせて、高額医療制度に対応した限度額適用認定の制度、出産育児一時金の貸付制度、組合の集団健康診断への補助、人間ドック・脳ドック・肺ドックへの補助、保養施設利用補助など、有利な制度が盛りだくさんあります。

給付申請の問い合わせは、支部事務所窓口までお願いします。

## 埼建国保の保険料

| 健康保険料         |               |         | 介護保険料  | 合計      |
|---------------|---------------|---------|--------|---------|
| 組合員種別         |               | 月額      | 月額     | 月額      |
| 特1種A          | 40歳以上の法人事業主   | 31,200円 | 5,600円 | 36,800円 |
| 特1種B          | 30歳～39歳の法人事業主 | 25,600円 | —      | 25,600円 |
| 特1種C          | 25歳～29歳の法人事業主 | 17,800円 | —      | 17,800円 |
| 特1種D          | 25歳未満の法人事業主   | 14,700円 | —      | 14,700円 |
| 第1種A          | 40歳以上の個人事業主   | 28,700円 | 5,100円 | 33,800円 |
| 第1種B          | 30歳～39歳の個人事業主 | 25,400円 | —      | 25,400円 |
| 第1種C          | 25歳～29歳の個人事業主 | 17,500円 | —      | 17,500円 |
| 第1種D          | 25歳未満の個人事業主   | 14,400円 | —      | 14,400円 |
| 第2種A          | 50歳以上の一人親方    | 25,100円 | 4,700円 | 29,800円 |
| 第2種B          | 35歳～49歳の一人親方  | 24,700円 | 4,700円 | 29,400円 |
| 第2種C          | 30歳～34歳の一人親方  | 19,900円 | —      | 19,900円 |
| 第2種D          | 25歳～29歳の一人親方  | 12,500円 | —      | 12,500円 |
| 第2種E          | 25歳未満の一人親方    | 10,500円 | —      | 10,500円 |
| 第3種A          | 35歳以上の男性従業員   | 19,700円 | 4,200円 | 23,900円 |
| 第3種B          | 30歳～34歳の男性従業員 | 19,200円 | —      | 19,200円 |
| 第4種           | 30歳以上の女性従業員   | 16,700円 | 4,200円 | 20,900円 |
| 第5種           | 25歳～29歳の従業員   | 12,000円 | —      | 12,000円 |
| 第6種           | 25歳未満の従業員     | 10,000円 | —      | 10,000円 |
| 家族1人につき（4人まで） |               | 5,100円  | 3,000円 | 8,100円  |
| 内、未就学児        |               | 3,600円  | —      | 3,600円  |

※介護保険料の徴収は本人・家族共40歳から64歳まで。

※0歳児の保険料は2歳の誕生日まで徴収しません。2歳～小学校入学前までは、3,600円です。

※出産した被保険者の本人分保険料は4ヶ月（多胎の場合は6ヶ月）免除されます。

※育休する第3種～6種の組合員の保険料は育休期間に応じて免除されます。

※上記の健康保険料に加え、別途750円（埼玉分担金）を徴収させていただきます。

## 埼建国保の主な給付内容

| 名 目                                   | 内 容                                                                                                                                                                                                         | 請求時に必要な書類                                            |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 傷病手当金<br>(組合員本人のみ)<br>※新規加入後の給付制限期間あり | 3年間で通院最高 60 日間<br>通院は保険料区分で日額が決まります<br>☆特 1 種 1 日 4,000 円<br>☆第 1 種 1 日 3,500 円<br>☆第 2 種 A・B・C・D・E 1 日 3,000 円<br>☆第 3 種 A・B～6 種 1 日 2,500 円<br>入院 1 日 10,000 円×3年間で最高 60 日間<br>※連続して4日以上のお休みがあった時、1日目から給付 | 組合にある所定の用紙に医師の証明をもらい、組合に提出する(印鑑持参)。用紙は請求すれば郵送もします。   |
| 出産手当金<br>(組合員本人のみ)                    | 入院 1 日 10,000 円<br>通院 1 日 2,500 ～ 4,000 円<br>×産前 42 日、産後 56 日まで                                                                                                                                             |                                                      |
| 出産育児一時金<br>(本人・家族とも)                  | 一児につき 500,000 円                                                                                                                                                                                             | ①印鑑<br>②新生児が記載された住民票<br>③出産時の病院の領収書                  |
| 葬 祭 費                                 | 本人・家族とも 70,000 円                                                                                                                                                                                            | ①印鑑<br>②所定の用紙(葬祭費申請書)に医師の証明、または死亡診断書(写しでも可)、または住民票除票 |
| 医療費償還金制度<br>※新規加入後の給付制限期間あり           | 組合員が入院した際は、その月単位 1 レセプト 17,500 円を超えた医療費が償還されます。                                                                                                                                                             | 該当する事由が発生した場合、組合から通知されます。                            |

## 埼建国保の補助制度(補助事業)

- 〈組合の集団健診〉 10,000 円の補助(健診費用が 14,000 円未満の場合は、8,000 円の補助)。
- 〈人間ドック・脳ドック〉 人間ドック 20,000 円の補助。脳ドック 30,000 円の補助。肺ドック 20,000 円の補助。
- 〈婦人科健診〉 女性被保険者が乳がん、子宮がん、婦人科健診を受診したときには、年度内 1 回 3,000 円の補助。
- 〈保養施設利用補助〉 埼建国保が契約している保養施設(契約旅館)を組合員・家族が利用される場合、被保険者 1 人(3 歳以上)につき年度内 2 回 3,000 円が補助されます。詳しくは支部事務所窓口まで。
- 〈インフルエンザ予防接種補助〉 被保険者(接種時に 65 歳未満) 1 人につき、2,000 円を上限に年度中 1 回補助。
- 〈インフルエンザ以外の予防接種補助〉 被保険者 1 人につき、負担額の 50% (2,000 円を上限) を年度中 1 回補助。詳しくは支部事務所窓口まで。
- 〈東京ディズニーリゾート® 利用補助〉 埼建国保の被保険者がディズニーランド・ディズニーシーを利用する際、2,000 円の利用券があります。
- 〈電話健康相談〉 医師の 24 時間常勤体制で、電話健康相談(無料)を行っています。気になる身体症状、家庭看護介護に関する相談など健康と医療に関する相談を受け付けています。  
相談は右記のフリーダイヤルまでお願いします。フリーダイヤル 0120-4976-24

## 組建国保の加入条件と加入手続き

- 組合国保に加入する条件は？  
建設産業に従事している労働者、職人、事業主であれば、加入できます。
- 組合国保に加入する手続は？  
①家族全員の名前が記載された住民票(省略住民票ではなく、世帯主・続柄等が記載されたもの) 1 通と印鑑。②職種確認のため、個人事業主(労災保険の計算書、確定申告書の写し、労働者名簿)、一人親方(所得税の確定申告書と内訳書の控、一人親方労災加入証明書)、従業員(源泉徴収票の写し、雇用証明書)、現在加入している健康保険の確認書類などが必要になります。保険料の金額等、詳しくは支部事務所窓口までお問い合わせください。  
※マイナンバーの記載と本人確認が必要となるため、加入する家族全員のマイナンバーが分かるもの(個人番号カード等)と申請者の身元確認書類(個人番号カード、運転免許証等)をご用意ください。
- しめきりと発効  
毎月 20 日締め切りで、翌月 1 日から資格が発効します。



# 神建国保

〈神奈川県建設業国民健康保険組合〉

建設国保

組合共済

建設国保

労働保険

現場保険

共済制度

税金相談

仕事賃金

キャリアアップ

外特定技能人

法律相談

技能資格

建退共融

資

親睦交流

連絡先

組合でつくっている建設国保は、他の医療保険と比べてもさまざまな有利な制度を持っています。神建国保では、身体が資本の建設職人の立場を考え、組合員本人の 20,000 円を超えた医療費を後日払い戻す（償還払い）という、すぐれた制度の運営を行っています。また、家族の場合は、30,000 円を超えた部分の払い戻し（家族償還制度）の運営も行っています。建設職人にとって、病気で入院するとなると先だつのが生活の心配です。収入がストップするばかりではなく、その治療にかかる出費がかさむことになり、家計に二重の負担となってあらわれます。そんな時、医療機関では 3 割自己負担となりますが、後日「償還払い」され、医療費負担を最小限に抑えることができ安心して療養に専念することができます。さらに、病気等で入院した際には、入院期間の日数に対し 1 日 4,000 円の傷病手当金を最高 50 日間の給付を受けることができます。

あわせて、高額医療制度に対応した限度額適用認定の制度、出産育児一時金の直接払い制度、健康診断・人間ドック・脳ドックへの補助、大腸がん検診への補助、ウォーキング助成、インフルエンザ予防接種補助など、有利な制度が盛りだくさんあります。

給付申請の問い合わせは、支部事務所窓口までお願いします。

## 神建国保の保険料

| 健康保険料（月額） |          |          | 介護保険料   | 合計（月額）   |          |
|-----------|----------|----------|---------|----------|----------|
| 年 齢       | 事業主      | 従業員      | 月 額     | 事業主      | 従業員      |
| 15～19歳    | 22,500 円 | 14,200 円 | —       | 22,500 円 | 14,200 円 |
| 20～29歳    | 24,500 円 | 16,200 円 | —       | 24,500 円 | 16,200 円 |
| 30～39歳    | 25,800 円 | 19,000 円 | —       | 25,800 円 | 19,000 円 |
| 40～49歳    | 25,800 円 | 19,000 円 | 4,900 円 | 30,700 円 | 23,900 円 |
| 50～59歳    | 27,300 円 | 20,000 円 | 4,900 円 | 32,200 円 | 24,900 円 |
| 60～64歳    | 28,800 円 | 21,000 円 | 4,900 円 | 33,700 円 | 25,900 円 |
| 65～74歳    | 30,500 円 | 22,700 円 | —       | 30,500 円 | 22,700 円 |
| 家族保険料     |          |          |         |          |          |
| 15歳未満の家族  | 6,000 円  |          | —       | 6,000 円  | 6,000 円  |
| その他の家族    | 6,700 円  |          | 4,900 円 | 11,600 円 | 11,600 円 |

※介護保険料の徴収は本人・家族共 40 歳から 64 歳まで。

※家族保険料は 4 人まで徴収。

## 神建国保の主な給付内容

| 名 目                  | 内 容                                                             | 請求時に必要な書類                                                          |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 傷病手当金<br>(組合員本人のみ)   | 入院 1 日 4,000 円<br>× 最高 50 日間                                    | 組合にある所定の用紙に医師の証明を<br>もらい、組合に提出する (印鑑持参)。                           |
| 出産手当金<br>(組合員本人のみ)   | 出産に際し 250,000 円                                                 |                                                                    |
| 出産育児一時金<br>(本人・家族とも) | 一児につき 500,000 円                                                 | ①印鑑と所定の用紙<br>②母子手帳 (名前が記載されているペ<br>ージの写しでも可)、新生児の名前<br>が記載された住民票など |
| 葬 祭 費                | 本 人 100,000 円<br>家 族 50,000 円                                   | ①印鑑<br>②所定の用紙 (葬祭費申請書) に医師<br>の証明、または死亡診断書 (写しで<br>も可)、または住民票の除票   |
| 償還払い制度               | 同じ月に組合員本人 20,000 円を超<br>えた分・家族 30,000 円を超えた<br>分の医療費が後日払い戻されます。 | 該当者に国保組合から所定の申請用紙<br>が送られます。                                       |

## 神建国保の補助制度 (補助事業)

- 〈健康診断・人間ドック〉 年度内 1 回、30,000 円を限度に費用の 8 割を補助。
- 〈脳 ド ッ ク〉 3 年に 1 回、30,000 円を限度に費用の 8 割を補助。
- 〈大 腸 が ん 健 診〉 満 40 歳以上の組合員及び家族が、指定医療機関にて、大腸がん検査を受けた  
場合、その費用を全額補助。
- 〈ウォーキング助成〉 ①神奈川県内 2 つのウォーキング協会の例会参加費補助。  
②組合が企画するウォーキングへの助成。
- 〈インフルエンザ予防接種補助〉 年度内 1 回、2,000 円までを限度に支給 (接種時に 65 歳未満)。
- 〈婦 人 科 健 診〉 契約医療機関で実施。

※「出産育児一時金の直接払い制度」「入院高額療養費の限度額適用認定制度」の申請は、支部窓口  
までお問い合わせください。

## 組合同保の加入条件と加入手続き

- 組合同保に加入する条件は？  
法人事業所を除く建設産業に従事している建設労働者、職人、事業主は、誰でも加入できます。
- 組合同保に加入する手続は？  
①家族全員の名前が記載された住民票 (省略の住民票ではなく、世帯主・続柄等が記載された 3 ヶ  
月以内発行のもの) と印鑑。②職種確認のため、確定申告書・開業届・請求書・給与明細など、職種・  
区分確認の書類の写し。  
※マイナンバーの記載と本人確認が必要となるため、加入する家族全員のマイナンバーが分かるもの  
(個人番号カード等) と申請者の身元確認書類 (個人番号カード、運転免許証等) をご用意ください。
- しめきりと発効  
毎月 20 日締め切りで、翌月 1 日から資格が発効します。

## 突然の災害も労災加入で安心

組合は、労働保険事務組合をつくり、仕事上の思わぬ災害に備えています。仕事上のケガや通勤途中の事故、仕事の原因の病気、あるいは障がいや死亡事故のときでも、労災保険が適用されます。労災保険は、労働者が業務上の災害を受けた時に補償される労働者保護の保険で、国の法律にもとづいて、元請や下請に関係なく、1人でも労働者・職人を使う事業者、または年間のべ100日以上労働者を使う事業主は、労災保険への加入が強制されています。加入すると、1件の請負工事金額が1億8千万円未満（税抜）ならば、年間を通して、工事の大小、日時、場所に関係なく、その現場には労災保険がかかっていることになります。労災保険は万一の災害に備える“転ばぬ先のツエ”です。

また、事業主、一人親方は自分で労災保険をかけないと（特別加入）労災保険を適用することができません。万が一の事態にそなえて、労災保険への加入をおすすめします。

## 労災保険に入ると次の給付が受けられます

### ●治療費と入院費（療養補償給付）

治るまで全額無料でかかります。

### ●仕事を休んだとき（休業補償給付）

休業4日目から働けるようになるまで、1日につき平均賃金の80%が支給されます。

### ●障がいが残ったとき

障がい補償年金や障がい補償一時金が支給されます。

### ●死亡事故のとき

遺族補償年金あるいは遺族補償一時金とともに葬祭料が支給されます。

## 事業主は特別加入に、一人親方は一人親方労災に加入を！

事業主（家族事業専従者や法人役員等）は**事業主特別加入労災**に入ることによって、労災事故時の治療費や休業補償を受けられます。事業主特別加入労災は、事業主が、共に働く労働者と同様の現場作業に従事することを前提に適用される労災保険です。したがって、労働基準法が1日8時間労働になっている関係で、1日の適用時間帯は原則として、午前8時～午後5時までとなりますのでご注意ください。

事業主と生計を一にする同居の親族は、原則として労働基準法上の「労働者に該当しない」ため、特別加入をしなければ、労災補償を受けることができません。法人の場合は、役員（業務執行権を有する者）全員が加入しなければなりません。

また、年間に労働者を雇う日数が100日未満の事業主の方は、一人親方労災の対象になります。一人親方労災は、基本的に労働時間に制限がないため、深夜労働等で被災した場合等でも補償されます。じん肺アスベストなどの粉塵災害による職業病の認定には、労災加入期間が問題になるケースがありますので、労災保険への加入をおすすめします。1日あたりの収入に見合った希望日額を選択してください。

# 仕事中のけが、通勤途中での事故、仕事の原因の病気にそなえて

## 労災保険の種類と保険料

### ■小工事一括労災保険（有期事業）

工期があらかじめ予定されている 1 件の請負工事金額が 1 億 8 千万円未満（税抜）の建築工事をいい、下請負も含め労働者を 1 人でも使う事業主は労災保険への加入が義務づけられています。

| 年間の元請金額      | 年間保険料※1   | （希望日額の中から自由選択）<br>事業主特別加入 | 希望日額     | 休業補償費    | 年間保険料    |
|--------------|-----------|---------------------------|----------|----------|----------|
|              | 大工・葺・塗装   |                           |          |          | 大工・葺・塗装  |
| 500,000 円    | 1,093 円   |                           | 7,000 円  | 5,600 円  | 24,273 円 |
| 1,000,000 円  | 2,185 円   |                           | 8,000 円  | 6,400 円  | 27,740 円 |
| 3,000,000 円  | 6,555 円   |                           | 9,000 円  | 7,200 円  | 31,208 円 |
| 5,000,000 円  | 10,925 円  |                           | 10,000 円 | 8,000 円  | 34,675 円 |
| 8,000,000 円  | 17,480 円  |                           | 12,000 円 | 9,600 円  | 41,610 円 |
| 10,000,000 円 | 21,850 円  |                           | 14,000 円 | 11,200 円 | 48,545 円 |
| 20,000,000 円 | 43,700 円  |                           | 16,000 円 | 12,800 円 | 55,480 円 |
| 30,000,000 円 | 65,550 円  |                           | 18,000 円 | 14,400 円 | 62,415 円 |
| 50,000,000 円 | 109,250 円 |                           | 20,000 円 | 16,000 円 | 69,350 円 |
|              |           |                           | 22,000 円 | 17,600 円 | 76,285 円 |
|              |           |                           | 24,000 円 | 19,200 円 | 83,220 円 |
|              |           |                           | 25,000 円 | 20,000 円 | 86,688 円 |

※ 1：〈一般・労働者の年間保険料の計算方法〉 年間の元請金額 × 0.23（労務費率）＝賃金額。賃金額 × 0.0095。  
※石綿搬出金制度が設立された関係で、賃金額の 0.02/1000 が徴収されます。

### ■継続事業労災保険

建具、畳、鉄工などの製造、加工業を営む事業で、常時（1 人でも）労働者を使う事業主は、労災保険と雇用保険（失業給付）への加入が義務づけられています。

| 使用人に支払った<br>年間の賃金総額       |          | 年間保険料                  |                     |                        |                      |
|---------------------------|----------|------------------------|---------------------|------------------------|----------------------|
|                           |          | 建具・木製品製造<br>(料率 0.013) | 鉄工・溶接<br>(料率 0.009) | コンクリート製造<br>(料率 0.013) | 畳・表具製造<br>(料率 0.006) |
| 2,000,000 円               |          | 26,000 円               | 18,000 円            | 26,000 円               | 12,000 円             |
| 5,000,000 円               |          | 65,000 円               | 45,000 円            | 65,000 円               | 30,000 円             |
| 10,000,000 円              |          | 130,000 円              | 90,000 円            | 130,000 円              | 60,000 円             |
| （希望日額の中から自由選択）<br>事業主特別加入 | 希望日額     | 建具・木製品製造               | 鉄工・溶接               | コンクリート製造               | 畳・表具製造               |
|                           | 7,000 円  | 33,215 円               | 22,995 円            | 33,215 円               | 15,330 円             |
|                           | 8,000 円  | 37,960 円               | 26,280 円            | 37,960 円               | 17,520 円             |
|                           | 9,000 円  | 42,705 円               | 29,565 円            | 42,705 円               | 19,710 円             |
|                           | 10,000 円 | 47,450 円               | 32,850 円            | 47,450 円               | 21,900 円             |
|                           | 12,000 円 | 56,940 円               | 39,420 円            | 56,940 円               | 26,280 円             |
|                           | 14,000 円 | 66,430 円               | 45,990 円            | 66,430 円               | 30,660 円             |
|                           | 16,000 円 | 75,920 円               | 52,560 円            | 75,920 円               | 35,040 円             |
|                           | 18,000 円 | 85,410 円               | 59,130 円            | 85,410 円               | 39,420 円             |
|                           | 20,000 円 | 94,900 円               | 65,700 円            | 94,900 円               | 43,800 円             |
|                           | 22,000 円 | 104,390 円              | 72,270 円            | 104,390 円              | 48,180 円             |
|                           | 24,000 円 | 113,880 円              | 78,840 円            | 113,880 円              | 52,560 円             |
|                           | 25,000 円 | 118,625 円              | 82,125 円            | 118,625 円              | 54,750 円             |

※年度途中に加入した場合、事業主特別加入の保険料は月割計算になります。

\* 労災事務費：事務組合加入金（再加入を含む） 2,200 円  
労災保険事務費（大工・工務店・各職） 8,800 円

## 一人親方労災保険料

建築事業で人に使われることもないが、人を使うこともない、いわゆる一人親方が加入する「労災保険」です。

※年間保険料（料率 0.017）、単位：円

| 希望日額    | 7,000円   | 8,000円   | 9,000円   | 10,000円  | 12,000円  | 14,000円  | 16,000円  | 18,000円  | 20,000円  | 22,000円  | 24,000円  | 25,000円  |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 補償額     | 5,600円   | 6,400円   | 7,200円   | 8,000円   | 9,600円   | 11,200円  | 12,800円  | 14,400円  | 16,000円  | 17,600円  | 19,200円  | 20,000円  |
| 月補償額    | 168,000円 | 192,000円 | 216,000円 | 240,000円 | 288,000円 | 336,000円 | 384,000円 | 432,000円 | 480,000円 | 528,000円 | 576,000円 | 600,000円 |
| 年間保険料   | 43,435円  | 49,640円  | 55,845円  | 62,050円  | 74,460円  | 86,870円  | 99,280円  | 111,690円 | 124,100円 | 136,510円 | 148,920円 | 155,125円 |
| 中途加入保険料 | 5月       | 39,816円  | 45,504円  | 51,192円  | 56,880円  | 68,255円  | 79,631円  | 91,007円  | 102,383円 | 113,759円 | 125,135円 | 136,510円 |
|         | 6月       | 36,196円  | 41,367円  | 46,538円  | 51,709円  | 62,050円  | 72,392円  | 82,734円  | 93,075円  | 103,417円 | 113,759円 | 124,100円 |
|         | 7月       | 32,577円  | 37,230円  | 41,884円  | 46,538円  | 55,845円  | 65,153円  | 74,460円  | 83,768円  | 93,075円  | 102,383円 | 111,690円 |
|         | 8月       | 28,957円  | 33,094円  | 37,230円  | 41,367円  | 49,640円  | 57,914円  | 66,187円  | 74,460円  | 82,734円  | 91,007円  | 99,280円  |
|         | 9月       | 25,338円  | 28,957円  | 32,577円  | 36,196円  | 43,435円  | 50,675円  | 57,914円  | 65,153円  | 72,392円  | 79,631円  | 86,870円  |
|         | 10月      | 21,718円  | 24,820円  | 27,923円  | 31,025円  | 37,230円  | 43,435円  | 49,640円  | 55,845円  | 62,050円  | 68,255円  | 74,460円  |
|         | 11月      | 18,098円  | 20,684円  | 23,269円  | 25,855円  | 31,025円  | 36,196円  | 41,367円  | 46,538円  | 51,709円  | 56,880円  | 62,050円  |
|         | 12月      | 14,479円  | 16,547円  | 18,615円  | 20,684円  | 24,820円  | 28,957円  | 33,094円  | 37,230円  | 41,367円  | 45,504円  | 49,640円  |
|         | 1月       | 10,859円  | 12,410円  | 13,962円  | 15,513円  | 18,615円  | 21,718円  | 24,820円  | 27,923円  | 31,025円  | 34,128円  | 37,230円  |
|         | 2月       | 7,240円   | 8,274円   | 9,308円   | 10,342円  | 12,410円  | 14,479円  | 16,547円  | 18,615円  | 20,684円  | 22,752円  | 24,820円  |
|         | 3月       | 3,620円   | 4,137円   | 4,654円   | 5,171円   | 6,205円   | 7,240円   | 8,274円   | 9,308円   | 10,342円  | 11,376円  | 12,410円  |

※労働者を使う日数が、年間 100 日未満の方しか加入できません。

※次のような場合は、業務上災害として補償を受けられません。①自宅の補修を行う場合。②請負契約によらないで、製造又は販売を目的として建具・畳・木製品・製鉄品を製造するもの。

※粉じん作業を行う業務（石工・はつり等）を 3 年以上、振動工具を用いて行う業務を 1 年以上、有機溶剤業務を 6 ヶ月以上従事している方は、健康診断が必要となります。該当者は指示された診断実施期間内で受診をしてください。診断の結果によっては、適用されない場合もあります。

\* 一人親方労災事務費 2,200 円

### 《労災保険の加入に必要なもの》

#### 【小工事一括労災保険(有期事業)】

- ①法人の場合は、住所、会社名、代表者名、電話番号の入った横判。  
個人事業の場合は、住所、事業所名、代表者名、電話番号の入った横判。
- ②加入する年度の予定請負金額（元請額の予想額）と特別加入者の氏名。
- ③労災保険料と事務費。

#### 【継続事業労災保険】

- ①法人の場合は、住所、会社名、代表者名、電話番号の入った横判。  
個人事業の場合は、住所、事業所名、代表者名、電話番号の入った横判。
- ②保険料の見込みを立てるために前年度に支払った賃金の内訳がわかるもの。（賃金台帳・給与明細等）と特別加入者の氏名。
- ③労災保険料と事務費。

#### 【一人親方労災】

- ①一人親方労災加入申込書（組合所定の用紙）。
- ②労災保険料と事務費。

※詳しくは支部事務所窓口までお問い合わせください。

## 雇用保険に加入しましょう

雇用保険は、従業員を雇う場合、必ずかけなくてはなりません。かつては、失業保険といわれていたものです。手続きは、組合で取扱いができますので、労災保険と一緒に掛けましょう。保険料の算出は以下の通りです。

### 雇用保険

| 事業の種類 | 雇用保険料率 |        |        |
|-------|--------|--------|--------|
|       | ①事業主負担 | ②労働者負担 | ①+②    |
| 建築の事業 | 0.011  | 0.0065 | 0.0175 |
| 他一般事務 | 0.009  | 0.0055 | 0.0145 |

\*事務費 8,800 円  
離職票作製事務費  
3,300 円

#### 《加入に必要なもの》

##### 【事業所が新規加入のとき】

- ①法人事業所が新規加入する場合の必要書類
  - ・会社の登記簿謄本
  - ・賃金台帳、出勤簿、労働者名簿
  - ・雇用保険の被保険者の経歴がある方は、雇用保険被保険者証
  - ・会社の横判
  - ・会社の所在地の地図
- ②個人事業所が加入する場合の必要書類
  - ・住民票
  - ・建設業を営業していることを確認できる書類  
(確定申告書、注文請書、契約書、建設業許可通知書の写し等)
  - ・賃金台帳、出勤簿、労働者名簿
  - ・雇用保険の被保険者の経歴のある方は、雇用保険被保険者証
  - ・住所、屋号、代表者氏名の入った横判
  - ・事業所所在地の地図

##### 【既加入事業所で新規雇用・退職者があった場合】

- ①新規雇用の場合
  - ・雇用保険の被保険者の経歴がある方は、雇用保険被保険者証
  - ・労働者名簿
  - ・支払賃金予定額等

※手続きは、被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までです。
- ②従業員が退職する場合
  - ・雇用保険被保険者証
  - ・前一年分の賃金台帳と出勤簿
  - ・労働者名簿等

※退職時の手続きは、被保険者でなくなった日の翌日から 10 日以内。

※詳細については、組合窓口にお問い合わせください。

## 4

## 仕事のリスクに備える 現場総合保険

労災・雇用保険に加入しても、仕事をする上で様々な問題が発生します。

「工事中の現場が燃えた」「通行人にケガをさせた」「引渡し後に工事不良で損害を与えた」「労災の補償では足りない」、そうした請負上のリスクに備えるため、様々な補償を一本化したユニオンの「現場総合保険」です。請負をする方は必ず加入しましょう。

## 現場総合保険 とは？

「事業活動総合保険」および「労働災害総合保険」をセットした契約の総称です。

## 【現場総合保険の 3 つのメリット】

① ご契約の手続きが簡単！



工事ごとに保険のご契約手続きが不要です。  
契約終了後の保険料精算も不要です。

② 必要な補償を 1 本でカバー！



工事現場での工事中の事故から  
工事終了後まで幅広く補償します。

③ 割引適用！



ユニオンの団体割引などが適用されますので  
個別に契約されるよりも保険料がお得です。

④ 労災事故も上乗せで補償！



従業員・下請負人の労災上乗せ補償も選択可能です。

## 【対象となる業種内容】

|   |                                                   |
|---|---------------------------------------------------|
| A | 建築一式、とび、コンクリート、屋根、大工、外構工事、タイル、レンガ、ブロック、鉄筋工事、はつり工事 |
| B | 左官、建具、サッシ、板金、ガラス、内装工事                             |
| C | 電気工事、電気通信、防水、消防施設、鉄骨工事、機械器具設置工事、シール工事             |
| D | 造園、さく井、道路工事                                       |
| E | 土工工事、地下工事、土地造成                                    |
| F | ガス管、給排水設備、水道設備、冷暖房設備工事、塗装                         |

お申込みの際は**加入申請書**とあわせて  
**直近の「決算書」**もしくは**「確定申告書」**  
を窓口となる支部へ提出してください。

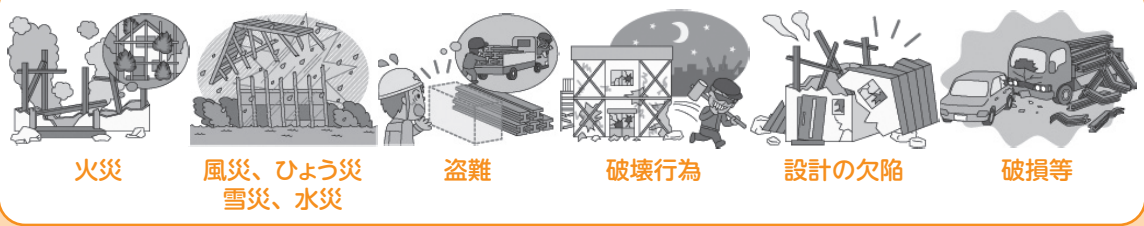
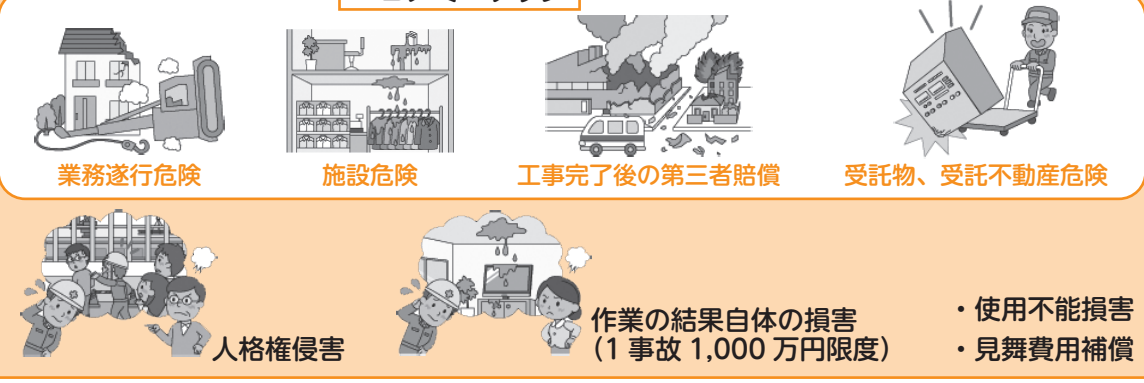
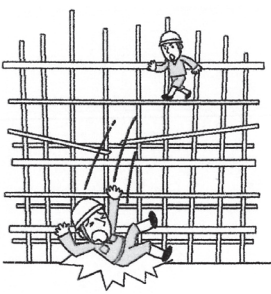
保険料は、上記**業種内容**および契約締結時直近となる**会計年度年間売上高（税込）**を基に計算いたします。



保険期間は**毎年 6 月 1 日から 1 年間**です。  
保険期間の**途中からのご加入**も可能です。

**事故受付から解決まで、  
取扱代理店で対応します！**  
事故が発生したらすみやかに  
窓口となる支部へご連絡ください。

## 補償内容

|            |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業活動総合保険   | 工事の目的物の補償 | <p>1 事故 : 1 億円<br/>自己負担額 : 1 万円</p> <p>工事の目的物などに損害が生じた場合や資材等の積込、輸送、荷卸しが完了する間に起きた損害に対して保険金をお支払いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|            |           | <p>ワイドプラン</p> <p>エコノミープラン</p>  <p>火災 風災、ひょう災、雪災、水災 盗難 破壊行為 設計の欠陥 破損等</p> <p>補償対象物以外の復旧費用・特別費用・臨時費用保険金</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第三者賠償責任の補償 |           | <p>保険期間中 : 1 億円<br/>自己負担額 : なし</p> <p>工事中や工事完了後の事故、事務所などの施設の所有、使用、管理に起因する事故による損害に対して保険金をお支払いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|            |           | <p>ワイドプラン</p> <p>エコノミープラン</p>  <p>業務遂行危険 施設危険 工事完了後の第三者賠償 受託物、受託不動産危険</p> <p>人格権侵害 作業の結果自体の損害 (1 事故 1,000 万円限度) ・使用不能損害 ・見舞費用補償</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| 労働災害総合保険   | 従業員の補償    |  <p><b>法定外補償条項</b>…被用者が、業務災害または通勤災害により身体の障害(死亡、後遺障害、負傷、疾病)を被った場合、政府労災保険の上乗せとして保険金をお支払いします。</p> <p><b>使用者賠償責任条項</b>…使用者側(貴社)の責任となる労働災害が発生した場合、被災した被保険者またはその遺族からの損害賠償請求により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害に対して、てん補限度額を限度として、被保険者に保険金をお支払いします。</p> <p><b>特別加入者担保特約条項</b>…特別加入者についてはオプションで追加加入が可能です。別途追加保険料が必要となります。</p> <p>なお、保険金のお支払いについては政府労災等の認定に従います。</p> |

このご案内は概要を説明したものです。保険商品に関するご案内、保険料目安、補償について等、詳しい情報は、各支部にございますパンフレットをご覧ください。

【引受保険会社】 損害保険ジャパン株式会社  
 【取扱代理店】 日商保険コンサルティング株式会社  
 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-9 210 野村ビル  
 TEL : 03-5468-3225 FAX : 03-5468-3445  
 (受付時間 : 午前 9 時から午後 5 時まで)  
 承認番号 SJ24-14940(2025/2/5)

# 5 各種共済保険制度で安心を+α

## 手頃な掛金で充実した保障 建設ユニオン生命共済

組合は万一のときに備えて、「手頃な掛金で充実した保障」を提供するため、全労済と提携し、「建設ユニオン生命共済」をすすめています。死亡の際の最高保障額は、病気による場合 1,900 万円、不慮の事故による場合は 3,800 万円です。後遺障がい・けが入院に対する保障もセットされています。組合と全労済で団体契約を行い、掛金を手頃にすることができました。1 年更新だから、ライフプランに合わせた保障設計が可能です。

|     | 加入口数  | 年掛金      | 病気等による                        | 不慮の事故等による                     |                     | 不慮の事故による        |
|-----|-------|----------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------|-----------------|
|     |       |          | 死亡・<br>重度障がい<br>(1級・2級と3級の一部) | 死亡・<br>重度障がい<br>(1級・2級と3級の一部) | 障がい<br>(3級の一部から14級) | 入 院<br>(1 日あたり) |
| 組合員 | 190 口 | 88,990 円 | 1,900 万円                      | 3,800 万円                      | 1,710 ～ 76 万円       | 9,000 円         |
|     | 150 口 | 71,070 円 | 1,500 万円                      | 3,000 万円                      | 1,350 ～ 60 万円       | 9,000 円         |
|     | 100 口 | 48,670 円 | 1,000 万円                      | 2,000 万円                      | 900 ～ 40 万円         | 9,000 円         |
|     | 70 口  | 34,370 円 | 700 万円                        | 1,400 万円                      | 630 ～ 28 万円         | 7,000 円         |
|     | 40 口  | 19,640 円 | 400 万円                        | 800 万円                        | 360 ～ 16 万円         | 4,000 円         |
|     | 20 口  | 9,820 円  | 200 万円                        | 400 万円                        | 180 ～ 8 万円          | 2,000 円         |
| 配偶者 | 100 口 | 49,100 円 | 1,000 万円                      | 2,000 万円                      | 900 ～ 40 万円         | 10,000 円        |
|     | 50 口  | 24,550 円 | 500 万円                        | 1,000 万円                      | 450 ～ 20 万円         | 5,000 円         |
|     | 30 口  | 14,730 円 | 300 万円                        | 600 万円                        | 270 ～ 12 万円         | 3,000 円         |
| 子ども | 30 口  | 5,370 円  | 300 万円                        | 600 万円                        | 270 ～ 12 万円         | 3,000 円         |

### <ご加入いただける方>

満 50 歳までの組合員、満 64 歳までの配偶者（ただし満 60 歳以上は 500 万円まで）、および組合員と生計を一つにする満 24 歳までの未婚の子どもで、加入申込日（告知日）時点で、申込書にある「質問表」のいずれにも該当しない方。

※組合員本人の契約がない場合は、配偶者・子どもの契約はできません。

※申込日（告知日）時点での健康状態により加入判断を行います。申込書の提出にあたっては必ず申込日（告知日）をご記入ください。

### <継続加入の場合>

組合員は満 60 歳まで、配偶者は満 80 歳まで（満 65 歳以上の方は 500 万円まで）継続加入できます。

※継続加入申し込み当時に健康でない場合でも、すでに加入している保障額までは継続加入できます。（更新の際、増額を希望する方は増額分について健康状態の回答が必要となります。）

★組合新規加入者はその都度、加入できます。既加入者の加入および更新の受け付けは、毎年 7 月 1 日から 20 日まで。共済期間は、8 月 1 日から 1 年間です。

※概要案内ですので、詳細はリーフレット等をご覧ください。

## 日常生活の賠償事故から守る 家族賠償責任保険

第三者に対する賠償責任の備えは万全ですか

「加入しやすく、万が一に備える」頼もしい保険です

私達の日常生活の中には様々な危険が潜んでいます。「他人にけがをさせたり、他人の物を壊してしまった」など、第三者に対する賠償責任の備えは万全ですか？「家族賠償責任保険」は、日常生活にて生じた賠償責任事故から家族を守る制度です。

| 中途加入保険料 | 加入月 | 保険料    | 加入月 | 保険料  |
|---------|-----|--------|-----|------|
|         | 12月 | 1,790円 | 6月  | 900円 |
|         | 1月  | 1,640円 | 7月  | 750円 |
|         | 2月  | 1,490円 | 8月  | 600円 |
|         | 3月  | 1,340円 | 9月  | 450円 |
|         | 4月  | 1,190円 | 10月 | 300円 |
|         | 5月  | 1,040円 | 11月 | 150円 |

＜お支払限度額 1 億円（免責 0 円）……年間保険料 1,790 円の掛金で 1 億円の保障＞

事故についてのお支払限度額を限度に、保険期間中は何度でも保険金をお支払いします。（自動復元制）

このような場合に保険金をお支払します

ご本人およびご家族（配偶者・生計を共にする同居の親族・生計を共にする別居の未婚の子）が日常生活から生じた偶然な事故により、法律上の賠償責任を負担した場合。

- 自転車で他人にぶつかりけがをさせてしまった ●飼犬が他人に噛みついてけがをさせてしまった
- 風呂場の水があふれ、マンション階下の住人の部屋を水浸しにしてしまった ●買物中に商品を壊してしまった など

あなたが居住されている住宅（敷地内の動産・不動産を含む）から生じた偶然な事故により、法律上の賠償責任を負担した場合。

- 立木の枝が折れ、電線を切断してしまった ●テレビなどのアンテナが倒れて隣家の窓ガラスを割ってしまった ●ベランダから物を落として通行人にけがをさせてしまった など

＜保険金をお支払いできない場合＞

- 職務遂行に起因する賠償責任 ●故意によって生じて賠償責任
- 他人から借りたり、預かっている物に対する賠償責任
- 地震・噴火・洪水など天災に起因する賠償責任
- 同居の親族に対する賠償責任 ●航空機・船舶・車両により生じた賠償責任
- 職務の為に用いられる動産・不動産に起因する賠償責任
- 暴行・殴打により生じた賠償責任

＜お申込み方法＞

1. 加入依頼書（支部事務所にあります。）に保険期間・住所・氏名・年齢・電話番号等をご記入の上、ご捺印ください。

※保険期間は毎月 1 日からとなります。前月 20 日までに所属支部へお申し込みください。

※月の途中の日付からのご加入は出来ません。お申込みの月の翌月 1 日から補償開始となります。

2. 上記の加入依頼書と加入月に対応した保険料を、所属支部にご提出ください。

3. ご加入の手続き終了後、ご自宅宛に加入証明書を郵送にてお届けいたします。

＜もし事故が起きた時は＞

万一事故が発生したときは、直ちに所属支部まで、ご連絡ください。

# 共済金額

## ■風水害などのときの保障について

「自然災害共済」にご加入の場合、「火災共済」と「自然災害共済」の共済金をあわせてお支払いします。

※支払限度額はベーシックの方が大きくなります。



●支払限度額がありますのでご注意ください。

| 火災等共済金 | 火災などのとき               |           | 契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。 |                                      |
|--------|-----------------------|-----------|----------------------------|--------------------------------------|
|        | 被害の程度                 | 1口あたりの共済金 | 支払額                        | 臨時費用共済金                              |
|        | 全焼損<br>(住宅の70%以上の焼破損) | 10万円      | 契約共済金額の全額                  | +<br>お支払いする共済金の<br>15%<br>(200万円が限度) |
|        | 半焼損・一部焼損              | —         | 契約共済金額を限度とした再取得価額          |                                      |

| 風水害等共済金 | 風水害などのとき          |                    | 契約共済金額は「火災共済の加入口数」×10万円です。          |                                      |
|---------|-------------------|--------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
|         | 被害の程度             | 共済金の額              | 支払限度額                               | 臨時費用共済金                              |
|         | 建物の損壊または床上浸水による損害 | 全損・流失<br>(70%以上)   | 契約共済金額の30%<br>300万円<br>(住宅・家財契約の合計) | +<br>お支払いする共済金の<br>15%<br>(200万円が限度) |
|         |                   | 半損<br>(20%～70%未満)  | 契約共済金額の15%<br>150万円<br>(住宅・家財契約の合計) |                                      |
|         |                   | 一部損<br>(20%未満)     | 住宅の契約共済金額の6%<br>(最高40万円)            |                                      |
|         | 住宅                | 保障の対象となる住宅の損害額の30% | 住宅の契約共済金額の6%<br>(最高40万円)            |                                      |
|         | 家財                | 保障の対象となる家財の損害額の30% | 家財の契約共済金額の6%<br>(最高20万円)            |                                      |



# 風水害

などのとき

契約共済金額は「自然災害共済の加入口数」  
×「1口あたりの共済金（ベーシック：10万円、エコノミー：5万円）」です。

| 風水害等共済金 | 建物の損壊<br>または<br>床上浸水<br>による<br>損害 | 被害の程度             |    | ベーシック                    |                          | エコノミー                 |         |
|---------|-----------------------------------|-------------------|----|--------------------------|--------------------------|-----------------------|---------|
|         |                                   |                   |    | 共済金の額                    | 支払限度額                    | 共済金の額                 | 支払限度額   |
|         |                                   | 全損・流失<br>(70%以上)  |    | 契約共済金額<br>-風水害等共済金(火災共済) | 5,700万円                  | 契約共済金額                | 3,000万円 |
|         |                                   | 半損・一部損<br>(70%未満) | 住宅 | 損害額<br>-風水害等共済金(火災共済)    | 契約共済金額<br>-風水害等共済金(火災共済) | 損害額<br>-風水害等共済金(火災共済) | 契約共済金額  |
|         |                                   |                   | 家財 | 損害額<br>-風水害等共済金(火災共済)    | 契約共済金額<br>-風水害等共済金(火災共済) | 損害額<br>-風水害等共済金(火災共済) | 契約共済金額  |



# 地震

などのとき

お支払いする共済金の額(地震等共済金)は  
「自然災害共済の加入口数」×「1口あたりの共済金」です。

| 地震等共済金 | 被害の程度                           | ベーシック        |         | エコノミー      |         |
|--------|---------------------------------|--------------|---------|------------|---------|
|        |                                 | 1口あたりの共済金    | 支払限度額   | 1口あたりの共済金  | 支払限度額   |
|        | 全損・全焼<br>(住宅の損壊率70%以上)          | 30,000円      | 1,800万円 | 20,000円    | 1,200万円 |
|        | 大規模半損・大規模半焼<br>(住宅の損壊率50～70%未満) | 18,000円      | 1,080万円 | 12,000円    | 720万円   |
|        | 半損・半焼<br>(住宅の損壊率20～50%未満)       | 15,000円      | 900万円   | 10,000円    | 600万円   |
|        | 一部損・一部焼<br>(損害額100万円超)          | 3,000円       | 180万円   | 2,000円     | 120万円   |
|        | 住宅の損害額が20万円を超え<br>100万円以下の場合    | 1世帯あたり 4.5万円 |         | 1世帯あたり 3万円 |         |

特別地震共済金

### ⚠ 付属建物等につき支払う建物の共済金の取り扱い

火災等共済金：火災共済の契約共済金額の10%が限度です。

ただし、契約金額が4,000万円、または加入基準額を超える場合は、加入基準額の10%が限度となります。

風水害等共済金：火災共済および自然災害共済において、それぞれの契約共済金額の10%を付属建物等の損害額の算入限度として共済金の額を算定します。

### 地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

※貸家契約、空家契約は対象となりません。

# 掛金

掛金のお支払方法は月払い・年払いからお選びいただけます  
(エコ住宅専用は年払いのみとなります)。

掛金を計算します。

火災共済の掛金額

A

□

×

1口あたりの掛金

|                      | 月払い            | 年払い          |
|----------------------|----------------|--------------|
| 木造構造                 | 6円             | 70円          |
| 鉄骨・耐火構造              | 3.5円<br>(2.5円) | 40円<br>(25円) |
| マンション構造<br>(風水害保障なし) | 3円             | 30円<br>(25円) |

または

Eco

エコ住宅専用の場合

|                      | 月払い | 年払い          |
|----------------------|-----|--------------|
| 木造構造                 |     | 68円          |
| 鉄骨・耐火構造              |     | 39円          |
| マンション構造<br>(風水害保障なし) |     | 29円<br>(24円) |

=

B

□

円

自然災害共済の掛金額

A

□

×

ベーシック

|                      | 月払い        | 年払い          |
|----------------------|------------|--------------|
| 木造構造                 | 16円        | 190円         |
| 鉄骨・耐火構造              | 10.5円      | 125円         |
| マンション構造<br>(風水害保障なし) | 8円<br>(7円) | 90円<br>(80円) |

または

エコノミー

|                      | 月払い          | 年払い          |
|----------------------|--------------|--------------|
| 木造構造                 | 11.5円        | 135円         |
| 鉄骨・耐火構造              | 8円           | 90円          |
| マンション構造<br>(風水害保障なし) | 5.5円<br>(5円) | 60円<br>(55円) |

=

C

□

円

※火災共済と同口数になります。

※「ベーシック」または「エコノミー」のいずれかをお選びください。

希望する特約の掛金額を足して D に記入してください。

類焼損害保障特約

| 月払い  | 年払い    |
|------|--------|
| 200円 | 2,300円 |

個人賠償責任共済

| 月払い  | 年払い    |
|------|--------|
| 200円 | 2,300円 |

盗難保障特約

| 月払い  | 年払い    |
|------|--------|
| 100円 | 1,100円 |

D

特約の掛金

□

円

※類焼損害保障特約、個人賠償責任共済は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

借家人賠償責任特約(賃貸住宅にお住まいの方)の掛金を計算します。

借用住宅の種類による保障額の目安を参考に、希望する保障額を設定します。

| 借用住宅の種類               | 保障額の目安        |
|-----------------------|---------------|
| マンション・アパート(延床面積50㎡未満) | 1,000万円(100口) |
| マンション・アパート(延床面積50㎡以上) | 2,000万円(200口) |
| 戸建て                   | 2,000万円(200口) |

ご希望の保障額

□

万円

÷10万円=

E

□

※2口単位(偶数)にてお申し込みください。

※特約のみの加入はできません。火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。

※上の表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合があります。上の表以外にも借用住宅の延床面積を問わず500万円(50口)～4,000万円(400口)の範囲で加入できます。

1口あたりの掛金

|         | 月払い  | 年払い |
|---------|------|-----|
| 木造構造    | 4円   | 45円 |
| 鉄骨・耐火構造 | 2円   | 20円 |
| マンション構造 | 1.5円 | 15円 |

×

E

=

F

借家人賠償責任特約の掛金

□

円

合計の掛金を計算します。

B

□

円

+

C

□

円

+

D

□

円

+

F

□

円

=

あなたの掛金額

□

円

※掛金計算上、端数(50銭)が発生した場合は切り上げとなります。

## こくみん共済(こくみん共済 coop〈全労済〉)

- 家計にやさしい手頃な掛金で充実した保障。
- 申込書の提出先は組合で、毎月の支払いは銀行から引き落とし。
- 「総合保障タイプ」「医療保障タイプ」「終身医療保障タイプ」「こども補償タイプ」「シニア総合保障タイプ」など、家族と年齢とニーズに合わせたタイプから選べます。
- 毎年の決算で剰余金が出たときは、割り戻し金としてお戻しします。

### 総合保障タイプ(2口)

- 入院したときの保障が最高180日分 ●死亡・後遺障がい・入院・通院の保障が盛り込まれています。
- 重度の障がいは、最高1,200万円と保障が充実しています。 ●継続加入により、最高満85歳まで保障が継続します(60歳から保障内容が変わります)。

月々の掛金 **1,800円** (満18歳から満64歳までの健康な方が加入できます)

|                                                 | 交通事故                                | 不慮の事故等<br>(交通事故以外) | 病気等         |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------|-------------|
| 死亡共済金<br>重度障がい共済金<br>(1級・2級と、3級の一部)             | 1,200万円                             | 800万円              | 400万円       |
| 介護・重度障がい<br>支援共済金                               | 重度障がい共済金が支払われる場合で6ヶ月間生存のとき<br>400万円 |                    |             |
| 障がい共済金<br>(3級の一部～14級)                           | 540万円～24万円                          | 360万円～16万円         |             |
| 入院共済金<br>(1日目から最高180日分)                         | (日額) 5,000円                         | (日額) 3,000円        | (日額) 2,000円 |
| 通院共済金<br>(1日目～最高90日分)<br>(事故の当日を含め180日以内の通院が対象) | (日額) 1,000円                         |                    |             |

### 医療保障タイプ(2口)

- 入院したときの保障が日額10,000円 ●入院したときの保障が最高180日分と充実 ●交通事故・不慮の事故で通院した場合も日額2,000円保障。

月々の掛金 **2,300円** (満18歳から満64歳までの健康な方が加入できます。)

|                                                 | 交通事故           | 不慮の事故等<br>(交通事故以外)              | 病気等                                  |
|-------------------------------------------------|----------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| 死亡共済金<br>重度障がい共済金<br>(1級・2級と、3級の一部)             | 50万円           |                                 |                                      |
| 先進医療共済金                                         |                |                                 | 入院・外来を問わず、共済金額を限度に技術料実績<br>最高1,000万円 |
| 入院共済金<br>(1日以上入院で1日目から最高180日分)                  | (日額) 10,000円   |                                 |                                      |
| 通院共済金<br>(1日目～最高90日分)<br>(事故の当日を含め180日以内の通院が対象) | (日額)<br>2,000円 | (日額)<br>2,000円<br>(14日以上通院について) |                                      |

※上記「保障内容」「共済金額」は主なものです。

※ここに記載している内容は共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は、リーフレットならびにご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。

## ユニオン自動車共済 経費削減のご案内

### 安心・手頃なユニオン自動車共済

建設ユニオンは、関東自動車共済と団体提携をしています。そこで、通常の無事故割引の後に更に団体割引 17.5%（共済始期日は令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで割引率適用）が適用されます。

建設ユニオンの組合員の方なら、どなたでも加入でき、他社からの割引も継承できます。

### 主な特長

- 手頃な掛け金
- 団体割引 17.5%  
（共済始期日は令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで割引率適用）
- 他社からの無事故割引を継承
- 工事車両や法人名義の車両も加入 OK
- 砂利、砂、ガラなどを積む工事用車両も加入できます。
- 組合員とその家族が所有する車、組合員が会社役員となっている場合でも OK です。

### 無料でお見積もり、 見直してみませんか

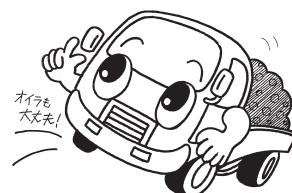
お問い合わせは下記へお願い致します

建設ユニオン 各支部

関東自動車共済(協) 東京事業本部

TEL 03-5962-4300

FAX 03-5962-4400



### 安心の事故処理サービス

- 全国 24 時間事故受付
- 事故処理専門職員による示談代行サービス
- 1 事故 1 担当者制の親身な事故対応

### ロードアシスタンス特約 応急処置、運搬費用合計で 15 万円限度

- 特殊キー錠開け、30 分程度の応急処置サービス（部品代、消耗品代等は利用者負担）
- レッカーけん引サービス（距離は状況により変動）
- 燃料切れ時給油サービス（共済期間中に 1 回、最大 10ℓ、自宅での燃料切れは除く）
- 積雪、凍結路面でのスタック救援サービス
- JAF 会員優遇サービス（応急処置時 7,000 円分の部品代・消耗品代のサービスを 1 共済年度 1 回、給油サービスを 1 共済年度 2 回利用可能）

※ 以上のサービスにはロードアシスタンス専用デスクへの連絡が必要です。

### 各種掛金割引制度

- 等級別割引・新車割引・エコカー割引等々

### 弁護士費用特約の附帯で被害事故も安心

- 被害事故等で示談交渉ができない場合、弁護士費用等を共済から支払います。

※被害事故とは

加害者側の一方的な過失で発生した交通事故

#### 例) 赤信号で停車中、相手に後ろから追突された

被害事故において、被害者が加入している共済・保険会社は、示談代行を行うことができません。この場合の示談代行は、通常弁護士が行います（弁護士法第 72 条非弁活動の禁止）

### 組合員 A さんの場合

A(大工)さんは、追突事故を起こしました。当初は物損事故でしたが、数日後、被害者がむち打ちを訴え人身事故に変更となりました。事故発生後、関東自動車共済にすぐ連絡し、物損について滞りなく終了し、人身については事故処理の進捗を示す「中間報告」が送られてきました。その後、示談も無事に終了しました。

# 6 税金相談

## 頭をいためる税金も組合で安心

組合は、所得税や消費税の申告相談会を定期的に行っていて、職人にとって一番頭を痛める「税金」にとり組んでいます。確定申告前には個別に相談をおこない、申告書の提出も組合でまとめて提出します。

税務署からの呼び出しや調査のときは、組合もいっしょに対応し、組合員の利益（納税者の権利）を守って、問題のない解決に努めています。

## 大衆増税に反対する取り組みを進めています

組合では、消費税、所得税の増税に反対する取り組みを進めています。2023年10月からインボイス制度が開始されました。本来、消費税を納める必要の無い免税事業者が、インボイスの登録事業者になった場合は、新たに消費税を納める必要があります。

また2024年1月からは電子帳簿保存法の改正により電子取引データの保存義務が開始されました。法人、個人を問わず、すべての事業者が対象となります。

複雑化する税制により仲間に不利益が生じないように制度の周知に努めると共に、引き続き大衆増税反対の運動を進めていきます。

増税反対!!



## わかりやすい「所得とりまとめ帳」で親切な指導

組合では、帳簿のつけ方がまったくわからない人でも活用できるように「所得とりまとめ帳」（所得計算書）をつくって、月々の仕事のまとめや年間の所得計算が簡単にできるようにしています。

税金のことでわからないことは、支部事務所窓口でご相談ください。

## 申告時には、組合で個別に相談会

組合では、毎年3月15日の確定申告時にあわせて、1月下旬から2月までの期間「所得とりまとめ帳」にもとづいて、所得税や消費税、住民税の申告相談会を各支部で開催しています。申告相談については支部事務所までお問い合わせください。

## 面倒な帳簿づけが不要。インボイス対応・記帳代行確定申告サービス

日々の記帳の義務化、インボイスへの対応にともない、税理士法人ティグレパートナーズと提携して記帳代行確定申告サービスをスタートしました。

お手頃価格で帳簿の作成ができますので、支部窓口まで、ご相談ください。

### 料金

| 売り上げ      | 年額(月額) 【税別】        |
|-----------|--------------------|
| 500万円未満   | 60,000円 (月5,000円)  |
| 1,000万円未満 | 84,000円 (月7,000円)  |
| 2,000万円未満 | 120,000円(月10,000円) |
| 3,000万円未満 | 156,000円(月13,000円) |
| 5,000万円未満 | 192,000円(月16,000円) |

## 法人へのトータルサポート事業を行っています

組合では法人の経理支援事業として、経理支援団体「ティグレ」と提携して毎月の記帳から決算まで、会社運営に必要な経理支援事業を展開しています。

年会費が 155,000 円(税抜)からとなっていて、安い料金でのサービスを提供しています。

また、経理支援と合わせて、法人の設立から社会保険の適用までのトータルサポートを提携事業の中で行っています。詳しくは支部事務所窓口までお問い合わせください。

【法人経理価格表】 **ティグレは建設ユニオンと提携しています。**

| 組合員様の割引価格をご用意しました。<br>売上規模や会計処理などに応じた、3つのプランからお選びください。 |                                    |                                                                                 |                                                   |
|--------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
|                                                        | A<br>プラン<br>自社作成決算書をもとに確定申告書を作成します | B<br>プラン<br>各元帳及び補助簿や推奨ソフト（下記※参照）によるデータをお預かりして確定申告書を作成します<br>（現金預金出納帳の作成は別途ご相談） | C<br>プラン<br>簡易帳簿や領収書・請求書などの原始伝票をお預かりして確定申告書を作成します |
| ティグレ諸会費                                                | ¥ 6,000(非課税)                       | ¥ 6,000(非課税)                                                                    | ¥ 6,000(非課税)                                      |
| 記帳及び会計顧問料                                              | ¥ 0                                | ¥ 30,000(税抜) ～                                                                  | ¥ 120,000(税抜) ～                                   |
| 決算報酬料                                                  | ¥ 120,000(税抜) ～                    | ¥ 120,000(税抜) ～                                                                 | ¥ 120,000(税抜) ～                                   |
| 消費税作成料                                                 | ¥ 10,000(税抜) ～                     | ¥ 30,000(税抜) ～                                                                  | ¥ 30,000(税抜) ～                                    |
| 年末調整                                                   | ¥ 10,000(税抜) ～                     | ¥ 10,000(税抜) ～                                                                  | ¥ 10,000(税抜) ～                                    |
| 合 計                                                    | ¥ 146,000(税抜) ～                    | ¥ 196,000(税抜) ～                                                                 | ¥ 286,000(税抜) ～                                   |

2024 年度 2 月現在

注記 ①売上 3,000 万円までの事業所をモデルとします。②事業規模や仕訳数により加算いたします。③年末調整は 2 人までをモデルとします。④税務調査など別途費用を申し受けます。⑤申告書類の作成・提出は税理士法人が行ないます。

### 【経理支援以外の事業】

- 法人設立手続き 費用 309,400 円から
- 法人変更登記／議事録作成 費用 10,500 円から
- 社会保険諸手続き（新規設立から算定届の手続きまであります）

### 【税理士法人ティグレパートナーズ 首都圏支店一覧】

- ・ティグレ東京 新宿区下宮比町 2-26 KDX 飯田橋ビル 7F ☎ 03-6265-0218 Fax 03-6265-0219
- ・ティグレ立川 立川市曙町 2-34-13-3F-304 ☎ 042-548-1577 Fax 042-527-0202
- ・ティグレ横浜 横浜市神奈川区台町 17-1-5F ☎ 045-320-5021 Fax 045-320-5022
- ・ティグレさいたま さいたま市大宮区宮町 1-38-1-8F ☎ 048-648-5630 Fax 048-648-5631

### 【グループ士業 首都圏支店一覧】

- ・社会保険労務士法人ティグレ東京 新宿区下宮比町 2-26 KDX 飯田橋ビル 7F ☎ 03-6265-3023 Fax 03-6265-3024
- ・行政書士法人ティグレ東京 新宿区下宮比町 2-26 KDX 飯田橋ビル 7F ☎ 03-6265-3235 Fax 03-6265-3236

# 7 仕事・賃金確保のために

## 仕事・賃金確保、地域の安全・安心に貢献します

衣食住の「住」を担う建設業は、社会的貢献度が大きい仕事です。

耐震改修やバリアフリー、火災警報器設置など、地域への貢献と仕事おこしを、行政や住民の皆さんと協力しておこなっています。

また、公正な賃金を法的に保障する公契約法（条例）の制定運動に取り組んでいます。

## 地域の安全・安心に貢献する

地元の建設職人が地域住民の皆様に奉仕する活動として、商店街、公園、学校などを会場に「住宅デー」を開催しています。2022 年で 45 回を迎え、国土交通省・林野庁・東京都・社会福祉協議会等の多くの団体から後援をいただいています。

会場では、耐震診断・耐震改修やバリアフリー、長期優良住宅、地域の住宅リフォーム支援制度等の「住まいの何でも相談会」、包丁研ぎやまな板削り、木工教室等のイベントで、地域での交流、信頼を深めています。



## 自治体と提携した住宅センター事業

組合では、各区・市と提携して、住宅センター事業をおこなっています。区・市で受け付けた住民のリフォームや修繕の相談を、センターの会員が見積もり、施工する事業です。自治体が窓口なので、住民からも信頼され、仕事確保にもつながっています。

また、介護支援センターと提携したバリアフリー工事や、町会と協力しての耐震診断や火災警報器の設置など、地域の安全・安心の住まいづくりに貢献しています。

## 公共工事での賃金を法的に保障させる公契約法(条例)

今日、公共事業では、介護、保育、清掃などの幅広い分野で、民間業者への業務委託がなされています。そして、低入札競争の結果が下請の事業者や労働者にしわ寄せされ、不当に低い賃金で働かされています。公共工事の現場では、さらに「重層下請構造」とあいまって、民間工事よりも低い賃金・単価を強いられているのが実情です。

公契約法（条例）とは、こうした官製ワーキングプアの実態を改善させ、公共事業（工事）に従事する労働者の賃金・労働条件を保障し、これにより公正な競争による地域の建設事業者の健全で持続可能な経営を実現することを目的とした法律（条例）です。

●公契約法（条例）の基本的な考え方は、以下のようなことです。

- ①政府や自治体は、モデル雇用主として模範であるべきである。
- ②したがって、建設工事や業務委託にあたり、従事する労働者の賃金・労働条件に配慮すべきである
- ③入札者の間で、労働コストが競争の一要素として使われてはならない。
- ④公契約で働く者は、同地域・同職業の賃金・労働条件より不利でない条件が確保されなければならない。
- ⑤発注者は、公契約に従事する労働者の賃金・労働条件を明示し、受注者に遵守させるための措置を講じる。加えて、受注者と対等・平等な立場で公共サービスの品質確保のための措置を講ずる。

公契約条例は、首都圏では以下の自治体で制定されています。

千葉県：野田市、我孫子市

東京都：渋谷区、足立区、千代田区、世田谷区、目黒区、新宿区、杉並区、江戸川区、葛飾区、中野区、北区、墨田区、文京区、台東区、品川区（以上 15 区）、多摩市、国分寺市、日野市、東村山市（以上 4 市）

神奈川県：川崎市、相模原市、厚木市

埼玉県：草加市、越谷市

その他、多くの自治体で条例制定の動きが、活発になっています。

## 大手ゼネコン・住宅メーカーへ企業交渉

組合には大手ゼネコンやハウスメーカー、パワービルダーの現場で働いている仲間が多く加入しています。こうした現場では、低賃金・低単価、劣悪な労働条件が押し付けられ、命と技術が軽視され、ごく普通の生活さえ困難な仲間が増えています。

組合では、全建総連（全国建設労働組合総連合）の関東の組合と共同して毎年春、秋の2回企業交渉と春にパワービルダー交渉をおこない、賃金・単価の引き上げ、現場の労働環境の改善などを要求しています。

### 交渉先企業

- ゼネコン 鹿島 大成建設 清水建設 大林組 竹中工務店 長谷工コーポレーション 三井住友建設 戸田建設 前田建設工業 西松建設 五洋建設 熊谷組 フジタ 鴻池組 東急建設 NIPPO 奥村組 安藤ハザマ 東亜建設工業 浅沼組 鉄建建設 銭高組 大豊建設 飛島建設 東洋建設 松井建設 佐藤工業 大日本土木
- サブコン 関電工 高砂熱学工業 新菱冷熱工業 ダイダシ
- 住宅メーカー 大和ハウス工業 積水ハウス 積水化学工業 住友林業 大東建託 旭化成ホームズ ミサワホーム 三井ホーム
- パワービルダー 東栄住宅 飯田産業 アーネストワン タクトホーム アイダ設計 一建設 オープンハウス ホークワン 住宅情報館 アイディホーム

## 企業交渉での主要要求項目

- 第3次担い手3法が改正・制定され、適正な労務費等の確保と行き渡りのルールが定められ、技能労働者の処遇確保の「努力義務化」が建設業者に課せられることとなります。未来ある産業へ、また未来ある若者にこの産業を繋いでいくために、貴社を含め産業全てで尽力してください。
- 2024年3月、国土交通省と建設業主要4団体は5%を十分に上回る賃金上昇」という目標を掲げ、官民挙げて賃上げにつながる好循環を継続させる方針を打ち出しました。40代技能労働者の賃金は、月額60万円以上、年収720万円以上が必要と考えています。元請企業として、責任ある立場であり具体的な賃上げ策を実施してください。
- 雇用関係の明確化と1日8時間の標準作業でできる「適正工期」を設定してください。
- 不払い問題が発生した場合は、下請業者・現場労働者を救済すべく、建設業法第41条に基づき「賃金」、「工事代金」の「立て替え払い」を厳正にかつ速やかに行ってください。
- 建設業退職金共済制度は、賃金の一部です。手帳を持っていない労働者には元請責任で手帳を発行し、公共・民間工事を問わず、証紙を貼付してください。
- 労働安全衛生法を遵守し、労災隠しをなくしてください。

## あなたの声が現場を変える。コロナ対策でも現場改善。不払いも元請責任で解決。

企業交渉には、関東の組合から1,500人余りの仲間が参加します。そのなかでも、その企業の現場従事者が交渉の場で、現場の実態を告発（または事前に情報を得て）することで、現場の改善が少しずつ進んできています。また、泣き寝入りしていた不払いも、元請企業の責任で立て替え払いを認めさせています。

一人ではできない現場の改善も、組合の団結の力で変えていくことができます。



# 8 建設キャリアアップシステム

## 建設ユニオンはカード発行が早い！



建設ユニオンで技能者登録すれば、  
初回の登録料金(4,900円 詳細型登録)は無料！

### 1. 建設キャリアアップシステム (CCUS)

建設技能者の半数以上が登録、大手企業ではレベル別で手当支給

建設業が将来にわたって、その重要な役割を果たしていくためには、現場を担う技能労働者（技能者）の高齢化や若者の減少といった構造的な課題への対応を一層推進し、建設業を支える優秀な担い手を確保・育成していく必要があります。

建設キャリアアップシステムは、官民一体となって業界を横断する取り組みとして、技能者一人一人の処遇を改善し、将来にわたるキャリアパスを明確にすることで、技能者の技能や経験を評価し、入職、定着促進につなげ、優秀な技能者をきちんと雇用し、育てる企業が伸びる環境を創造することで、事業者は高い評価と受注機会の確保や施工力と品質の確保といった、建設業界の好循環を生み出そうと進めています。

すでに 156 万人と半数以上の技能者が登録し、レベル判定を受けることで技能や経験に応じた賃金上昇につなげています。(2024 年 11 月末時点、2022 年労働力調査時 302 万人比)

そのため、建設ユニオンでは建設キャリアアップシステムの事業者、技能者の登録を始め、変更申請、レベル評価、企業評価の手続きを受付けています。仲間の登録普及推進を図ることで、仲間の処遇改善をはじめとする、建設業界の新 4K（給料・休日・希望・かっこいい）の実現に向けて進めています。

建設ユニオンでは、仲間の処遇改善をめざしてキャリアアップシステムの受付窓口となっています。

- 技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積。就業履歴と所得資格に基づくレベル判定(レベル1～4)の結果も蓄積。
- 事業者の社会保険加入状況、所属技能者のレベルや人数を蓄積
- CCUSに蓄積された事業者情報に基づき、企業評価を実施・見える化(☆～☆☆☆☆)
- ⇒施工能力等の高い専門工事企業が、単なる価格競争だけでなく、受注機会を確保し、雇用する技能労働者の処遇改善につなげる仕組みを構築

#### 業界横断的な経験・技能の蓄積

##### 登録・タッチ



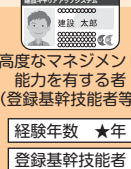
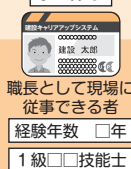
#### CCUS

技能者情報  
○経験  
○知識・技能  
○マネジメント能力  
事業者情報  
○建設業許可情報  
○財務状況  
○取引先  
○社会保険加入状況

蓄積する就業履歴と  
取得資格による技能者の  
レベル判定  
↓  
レベル判定結果を  
CCUSに蓄積

#### 建設技能者の能力評価

##### レベルアップ



#### 企業評価

所属する技能者の  
レベルや人数に応じた評価

国交省HPでも  
個社名を公表

取引先やリクルート活動で優良適  
格業者であることのPRにも活用

ロゴマークを活用した企業PR  
⇒名刺、ヘルメット、HPなど

#### 専門工事企業の施工能力の見える化

| 基礎情報<br>☆☆☆☆ | 施工能力<br>☆☆☆☆                  | コンプライアンス<br>☆☆☆☆ |
|--------------|-------------------------------|------------------|
| 資本金<br>完成工事高 | 技能者数(レ<br>ベル3以上の人数)<br>若手技能者数 | 処分歴<br>社保加入状況    |

PR  
発注者  
(公共・民間)

元請企業

評価・選択  
エンド  
ユーザー

#### 賃金アップ

業種別・レベル別賃金  
目安の実現

品質・生産性・コン  
プライアンスの向上

#### 受注機会確保

適正利潤・賃上げ  
原資の確保

価格だけでなく元請・発注者  
に選ばれる環境づくり

100万人が登録済み。建設産業新3K(給料・休日・希望)の実現へ

## すべては、「CCUS の登録」から 技能者 1 人 1 人の能力評価から事業者の見える化・企業評価へ

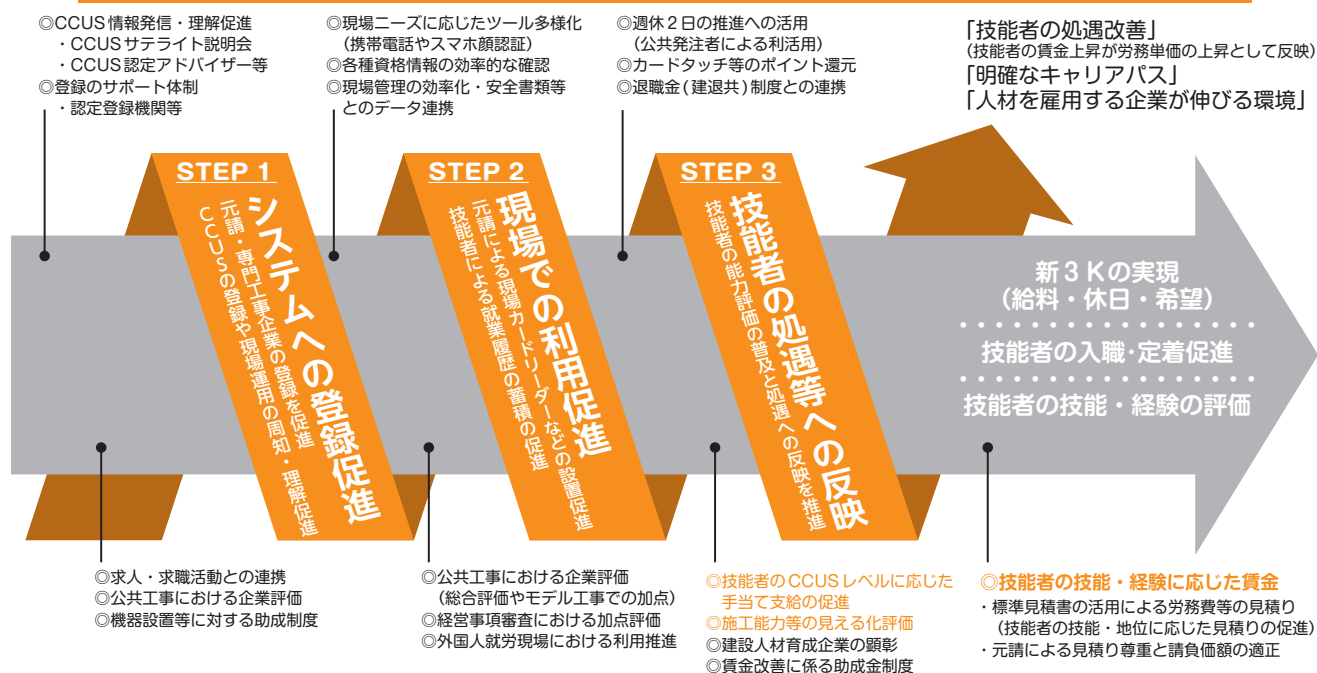
2019 年 4 月より CCUS（建設キャリアアップシステム）の登録、現場運用がはじまりました。そして技能者の経験と技能を正しく評価する『能力評価制度』がスタートしています。技能評価の基準は各評価認定機関（専門工事業団体等）が定めることになっており、職種ごとに定められています。CCUS は技能者が主人公、技能者のためのシステムです。技能者が技能者として認められ、一人一人のキャリアが評価され、その技術者を雇用している事業者が見える化し、事業者のステータスをあげて若者に魅力ある建設産業の構築が求められています。

## CCUS は建設ユニオンで！ 魅力がいっぱい！ トータルパッケージで！

まずは登録からスタート。現場稼働、能力評価、企業評価も組合がバックアップ！組合員ならではのサービスを展開しています。

建設ユニオンは本部、13 支部すべてが認定登録機関です。ぜひお近くの建設ユニオンにご相談ください。

### 建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善 ～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～



建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会のもと官民一体で推進

国交省 CCUS ポータルサイトで各種支援や取組を一元的に情報発信

## 現場稼働で就労履歴の蓄積

# 「キャリアリンク」で就労履歴も楽々登録！ 仲間の現場で続々スタート！一緒にやろうよ！

## ①電話発信入退場登録

・電話をかけるだけで入退場が登録可能

## ②顔認証入退場登録

・ご自身の顔をスマホにかざして入退場が登録可能

通話料不要！



※現場に掲示されているQRコードの読み取りが必要

携帯電話やスマホを持っていない方は、現場同行者の端末を利用することでそれぞれ対応可能

カードリーダーが常設できない現場でも対応可能。電源なし・現場事務所なし・現場管理者なし

「建設キャリアアップシステム」  
現場登録済ステッカー

## 利用料金(料金は全て税込)

## 技能者登録料

- インターネット申請
  - 簡略型 2,500 円
  - 詳細型 4,900 円
- 簡略型から詳細型へ変更申請 2,400 円
- 認定登録機関申請 (書面申請、詳細型) 4,900 円

## カードの有効期限：10年

## 60歳以上の技能者の特例措置

- ①登録料は2,000円(500円割引)  
(2023年3月迄にインターネット申請した60歳以上の方)
  - ②カードの有効期限は15年とする  
(登録・更新時の年齢が60歳以上の方)
- ※有効期間内にカードの紛失、破損等があった場合は、実費1,000円(発送費を含む)で、再発行

## 事業者の登録料・利用料

## ①事業者登録料(5年ごと)

| 資本金                | 新規・更新      |
|--------------------|------------|
| 500万円未満            | 6,000円     |
| 500万円以上1,000万円未満   | 12,000円    |
| 1,000万円以上2,000万円未満 | 24,000円    |
| 2,000万円以上5,000万円未満 | 48,000円    |
| 5,000万円以上1億円未満     | 60,000円    |
| 1億円以上3億円未満         | 120,000円   |
| 3億円以上10億円未満        | 240,000円   |
| 10億円以上50億円未満       | 480,000円   |
| 50億円以上100億円未満      | 600,000円   |
| 100億円以上500億円未満     | 1,200,000円 |
| 500億円以上            | 2,400,000円 |

※対象者は個人事業主を含む全ての事業者  
※ただし、一人親方は無料  
※個人事業主は、6,000円

## ②管理者ID利用料(毎年)

| ID数  | 料金      |
|------|---------|
| 1あたり | 11,400円 |

※交付した月ごとで、まとめて登録責任者に請求

※ただし、一人親方は2,400円/年  
※管理者IDの取得により、事業者情報の管理、現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力が可能

## ③現場利用料

| 就業履歴回数 | 料金  |
|--------|-----|
| 1回     | 10円 |

※月ごとでまとめて元請の登録責任者に請求(現場ごとの利用状況等を登録責任者は閲覧可能)

※現場に入場する人日単位で課金  
※就業履歴回数とは、就業履歴情報の登録回数

|      | 事業者登録料               | 管理者ID利用料                                             | 現場利用料                                                                 |
|------|----------------------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 請求時期 | 申請後、運営主体より請求         | 事業者登録により自動作成事業者登録料とあわせて請求書を送付IDの追加手続をおこなうと、請求書を作成・送付 | 月末締め、管理者ID利用料とまとめて翌月初旬に請求書を送付<br>ただし、一定額(1,500円)に満たない場合、最大6ヶ月間請求の繰り越し |
| 支払期限 | ※入金確認後、IDの通知         | 当初登録月の翌々月10日                                         | 履歴情報登録月の翌々月10日                                                        |
| 支払方法 | コンビニ・銀行・クレジット払いのいずれか | 銀行振込                                                 | 銀行振込                                                                  |

# 9▶ 特定技能外国人の受け入れ

## 仕事はあるのに人手不足

### 「特定技能外国人」の受入れは、建設ユニオンでJAC(建設技能人材機構)会員証明書の発行申請をしよう！

首都圏建設産業ユニオンは、建設業で働く仲間が加入する組合です。ユニオンは、建設分野の特定技能外国人の受入れを支援する団体「(一社)建設技能人材機構 JAC」に正式加盟した、全国建設労働組合総連合に所属する団体です。

そのため、特定技能外国人を受け入れるために必要な一部費用がかかりません。建設ユニオンに加入の上、会員証明書の発行申請することにより、経費の節減が可能です。

#### JACに正式加盟した場合の費用例

| 初年度          |           |
|--------------|-----------|
| ① JAC 年会費    | 240,000 円 |
| ② 外国人受入負担金年額 | 150,000 円 |
|              |           |
| 合 計          | 390,000 円 |

#### 2 年目以降

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① JAC 年会費    | 240,000 円 |
| ② 外国人受入負担金年額 | 150,000 円 |
| 合 計          | 390,000 円 |

#### 建設ユニオンに加入した場合の費用例

| 初年度           |           |
|---------------|-----------|
| ① 建設ユニオン組合年会費 | 85,200 円  |
| ② 外国人受入負担金年額  | 150,000 円 |
| ③ 証明書発行手数料    | 37,200 円  |
| 合 計           | 272,400 円 |

#### 2 年目以降

|               |           |
|---------------|-----------|
| ① 建設ユニオン組合年会費 | 85,200 円  |
| ② 外国人受入負担金年額  | 150,000 円 |
| 合 計           | 235,200 円 |

※外国人受入負担金は試験免除者（技能実習 2 号修了者等）を想定した金額です。

※上記の受入外国人負担金は 1 人分の金額です。

### ■ 受入れ 企業がすべき事項の主なものと流れ

#### 受入前

- 1 建設業法第 3 条許可の取得
- 2 J A C に間接的又は直接的に加入・会員証明書の入手  
※建設特定技能受入計画の認定申請に必要
- 3 建設キャリアアップシステムへの登録
- 4 特定技能雇用契約に係る重要事項説明
- 5 特定技能雇用契約の締結
- 6 建設特定技能受入計画の認定申請（オンライン申請：国交省）

#### 証明書はここで提出します

※現に有する在留資格の在留期間満了日の半年前から申請可能  
※建設特定技能受入計画の審査は、受入企業の主たる営業所を管轄する地方整備局等が担当します。地域によっては審査が完了するまで 3～4 ヶ月かかる場合があります。

- 7 1 号特定技能外国人支援計画の作成
- 8 「在留資格変更許可申請」または「在留資格認定証明書交付申請」（窓口又はオンライン申請）出入国在留管理庁  
※「在留資格変更許可申請」は現に有する在留資格の在留期間満了日の 2 ヶ月前から申請可能  
※「在留資格認定証明書交付申請」は入国予定年月日の 3 ヶ月前から申請可能

#### 受入後

- 9 1 号特定技能外国人受入報告書の提出  
オンライン申請（地方整備局等）  
※受入後より 1 ヶ月以内に提出
- 10 受入れ後講習の受講  
（一財）国際建設技能振興機構(FITS)  
※概ね 6 ヶ月以内に受講

特定技能外国人の受入れ相談は  
建設ユニオン 各支部窓口又は  
本部に連絡ください！

# 10▶ 不払い対策・法律・労務管理相談

## 不払い相談…一人で悩まず組合へ

元請企業の倒産・経営悪化などにより、下請の労働賃金・工事代金の不払いが多発しています。建設ユニオンではこうした事態への対応を行い問題の解決に取り組んでいます。

## 工事代金、賃金不払いに迅速に対応

低賃金・低単価のなか、組合では仲間の仕事と暮らしを守るため、賃金・工事代金の不払い相談、緊急融資の案内・求人・求職情報の掲示、そして仕事上のさまざまなトラブルに専門的に対応する法律相談などの対策を実施しています。

また、毎月定期的に「法律相談会」も実施、仕事上の相談はもちろん、暮らしのトラブルなどの解決をサポートします。相談には組合の顧問弁護士があたりますから、相談料は無料、懇切丁寧に難問解決にあたります。万が一不払いにあったら支部事務所までご相談ください。

## 不払い防止 10ヶ条

- ① 信用情報**  
仕事ほしさに悪質業者に引っかからないよう、はじめての取引先は「契約」の前に仲間や同業者から信用情報を集める―うますぎる話には要注意。
- ② 適正価格**  
指し値発注、値引きの強要は見積りをきちんと行ない、原価を割り込む低単価・赤字工事は断る―「次になんとかするから」が命とり。
- ③ 書面契約**  
口約束は後でトラブルのもと、契約なしには工事に入らない。必ず工事着工前に契約書・発注書・請書を取り交わし、契約条件を確認しておく。
- ④ 手形払い**  
長期の手形・労務費にくいこむ手形は建設業法違反―割れない手形はもらわない。
- ⑤ 月別収支**  
長期工事では、月々の出来高請求と月別の精算を確実に。労働者の手配や材料調達に必要な「前払い金」も要求しよう。
- ⑥ 追加変更工事**  
追加・変更工事をめぐる不払いが多発、追加・変更箇所について工事責任者から「工事（施工）指示書」をもらい、必ず本体契約と別途の書面契約をしよう。
- ⑦ 倒産危険信号**  
月々の支払いの遅れ、オール手形、手形ジャンプの要求は倒産直前の危険信号。支払いが改善されないなら傷を深くしないよう早めに工事から手を引く決断も必要。
- ⑧ 労働記録の保存**  
現場の出面（でづら）、作業証明、作業指示書など、現場での労働記録は大切に保存を。
- ⑨ 雇い入れ通知書**  
倒産で賃金の不払いにあった時、労働者として国から立て替え払いによる救済がうけられるよう、「手問請」で働く場合は、仕事先から「雇い入れ証明」を受けておく―「雇い入れ通知書」。
- ⑩ 倒産防止共済**  
取引先の倒産に事前の備え―「中小企業倒産防止共済制度」に加入を。

## 工事代金・賃金不払いにきちんと対策

## 無料法律相談

毎月定期的に「法律相談会」も実施、仕事上の相談はもちろん、暮らしのトラブルなどの解決をサポートします。相談には組合の顧問弁護士があたりますから、相談料は無料、懇切丁寧に難問解決にあたります。

## 毎月1回、無料法律相談を開催

昨年も不払い、立ち退き問題、建築紛争など15件の法律相談を受け付け、解決に向けた法律相談を行いました。今年度も組合の顧問弁護士にお願いして、無料法律相談会を毎月1回開催します。相談を希望する方は、支部事務所窓口を通してお申し込みください。

## &lt;お申し込みに際しての諸注意&gt;

- ① この無料法律相談は、組合員本人の相談に限らせていただきます。友人、知人等の相談は受け付けませんのでご注意ください。
- ② 無料法律相談の申込みは、支部事務所窓口を通して申し込んでください。
- ③ 無料法律相談には、組合員本人が必ず出席してください。
- ④ 無料法律相談にあたっては、事前に相談の概要書を提出して頂きますのでご了承ください。
- ⑤ 相談時間は、基本として30分です。

## &lt;支部での法律相談&gt;

各支部においても顧問弁護士等と提携した法律相談の取り組みを行っています。取扱支部は、下記の表の通りです。詳しくは、最寄りの支部にお問い合わせください。

| No. | 支部名  | 取り組み形態 | No. | 支部名 | 取り組み形態 |
|-----|------|--------|-----|-----|--------|
| 1   | 多摩中央 | 顧問弁護士  | 3   | 多摩  | 顧問弁護士  |
| 2   | 東多摩  | 顧問弁護士  | 4   | 多摩北 | 顧問弁護士  |

※費用等については、各支部事務所にお問い合わせください。

## 無料労務管理相談

毎月定期的に「労務管理相談会」を実施。「入職から退職までの法律的な手続き」「日頃の労務管理で必要なこと」「従業員とのトラブル」など、人を雇う上で必要なことについて、専門家（社会保険労務士）に個別に相談できます。組合の顧問社労士が相談にあたります。

相談料は無料、親切丁寧に相談します。

## 毎月1回、無料労務管理相談会を開催

「就業規則を作ってみたけど、これでいいのかな?」「残業代はどう計算すればいいの?」など、人を雇うために必要な手続きについて、お気軽に相談ください。

- ① 申し込みは、支部事務所を通して申し込んでください。予約が必要です。
- ② 事前に、相談内容の概要をおたずねしますので、ご了承ください。
- ③ 相談時間は、1事業所1時間です。1回の相談会で3事業所を予定しています。

# 11 技術・技能向上、資格取得のために

か し た ん ぽ り こ う ほう

## 住宅瑕疵担保履行法対策と「まもりすまい保険」について

### 住宅瑕疵担保履行法の概要と対応について

#### 1) 新築住宅は保険又は供託の選択をします

お客様に引き渡す新築住宅は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（略：瑕疵担保履行法）に基づき資力確保が、建設業者（建設許可業者）・宅建業者に義務付けになりました。（2009年10月1日以降）

保険を掛けるには、基礎配筋の一次検査が必要になるため、工期に合わせた保険手続きが必要になります。保険に加入できないと、供託（供託金2千万円）しか方法がありません。供託制度は10年間預け、尚かつ瑕疵の補修費用は事業者負担になります。

保険制度は、保険金額の基本は2千万円、建坪によって保険料が設定してあります。引渡から10年間保証されます。瑕疵の補修費は、補修金額から免責（10万円）を差し引いた8割が事業者へ支払われます。

#### 2) 組合は保険募集人を支部と本部でサポート体制を整えています

建設ユニオンでは支部と本部の書記局員が、住宅保証機構（株）の「まもりすまい保険」保険募集人研修会を受講して、保証機構に登録し、工務店等をサポートする体制を整え、保険申請事務受付を支部事務所でおこなっています。

#### 3) 組合は町場工務店に負担になる届出の義務化を支援

資力確保措置（保険加入等）の状況の届出義務について、これまで年2回（3月31日、9月30日）を基準日とされていましたが、改正に伴い、基準日が年1回（3月31日）に変更されました。

組合は事業者の情報提供と届出手続きをバックアップします。

#### 4) 「保険付保住宅の転売等に関する特約条項」（転売特約）の付帯（09/12/21より）

保険を掛けた住宅を譲渡するときに転売特約を付帯することができるようになりました。転売特約を付けることによって、新たに住宅を取得した方（転得者）からの補修請求に保険金が支払われます。すでに保険を掛けた住宅にも掛けることができます。事務手数料など追加費用はかかりません。支部事務所に問い合わせしてください。

## 全建総連・新築瑕疵担保責任保険団体制度（ゆうゆう住宅仕様）

全建総連が住宅保証機構株式会社と提携し、特定団体として運営する住宅化し担保履行法に対応した高耐久・高品質な戸建木造軸組住宅として「ゆうゆう住宅仕様」があります。

同社が運営する住宅瑕疵担保保険「まもりすまい保険」の特定住宅として、保険が適用されます。一般住宅の条件に加え、基礎高40cm・隅柱4寸角等の条件があります。

メリットとしては、保険料割引があります。また配筋検査を、組合団体検査員が担当し、事前相談や日程調整等に柔軟な対応ができます。全建総連の組合員限定の保険です。

| 住宅の床面積        | 保険料等（保険料＋現場検査手数料） |            |
|---------------|-------------------|------------|
|               | 一般住宅（検査料込）        | ゆうゆう住宅仕様   |
| 100㎡未満        | 63,680円           | 39,180円＋※4 |
| 100㎡以上 125㎡未満 | 70,410円           | 42,990円＋※4 |
| 125㎡以上 150㎡未満 | 83,940円           | 50,650円＋※4 |
| 150㎡以上 180㎡未満 | 93,070円           | 56,040円＋※4 |
| 180㎡以上        | 111,770円          | 66,800円＋※4 |

※1 左記は資力確保義務のある建設業者および宅建業者（中小企業者コース）、基本契約（保険金2,000万円）の場合の額。

※2 現場検査手数料は2階建（現場検査2回）の場合の額。

※3 左記金額には、一般住宅は保証機構による現場検査2回分（1回目と2回目）の現場検査手数料、ゆうゆう住宅は、保証機構による1回分（2回目）の現場検査手数料が含まれています。

※4 ゆうゆう住宅は、左記の金額に加えて1回目の現場検査手数料等を別途いただきます（詳細は所属する県連・組合にお問い合わせください）。

※2021年4月改定

## 住宅リフォーム<sup>かし</sup>瑕疵保険について

2010年4月からは、任意に「リフォーム瑕疵保険」がスタートしました。この保険制度は、国交省が主導し「消費者が安心して住宅リフォームしやすい制度」として保険を付けて普及させる政策です。取り扱い保険法人は、住宅保証機構(株)、(株)日本住宅保証検査機構(JIO)、(株)住宅あんしん保証、(株)ハウジーマン、ハウスプラス住宅保証(株)の5法人が認可を受けています。またこの制度をバックアップするために(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「リフォーム見積相談制度」「住宅リフォームに関する弁護士や建築士による無料の専門家相談制度」体制を整えています。

### 住宅保証機構との団体契約の料金

全建総連リフォーム協会(全リ協)と住宅保証機構の団体契約で適用される保険料(保険料割引20%程度：年間契約件数100件未満の保険料適用)となります。なお、適用される保険料割引率は前年(1月～12月)の契約件数に応じて見直され、4月より新しい割引率が適用されます。

### 住宅保証機構のまもりすまいリフォーム保険

#### (1) 事業者登録料(消費税込)

まもりすまいリフォーム保険のご利用に際しては事業者登録が必要です。また、継続してご利用いただく場合は、1年ごとに更新手続き(更新料：11,000円)が必要となります。

|                                                                             |              |
|-----------------------------------------------------------------------------|--------------|
| まもりすまいリフォーム保険のみご利用の場合                                                       | 16,500円(税込)  |
| まもりすまい保険の届出事業者様等<br>(まもりすまい保険届出事業者様のほか、まもりすまい既存住宅保険、まもりすまい大規模修繕かし保険の登録事業者様) | ※11,000円(税込) |

※全リ協事業会員は11,000円(税込)になります。

#### (2) 住宅保証機構の事業者登録要件 ①②③のいずれかに該当すること

- ①建設業許可業者
- ②継続して3年以上リフォーム工事業をおこなっていることと、実施件数が直近3年以内に5件以上あること
- ③有資格者(建築士、建築施工管理技士、建築大工技能士)が上記②の条件を満たす事業者において3年以上リフォーム工事に従事する事業者

※2023年4月現在

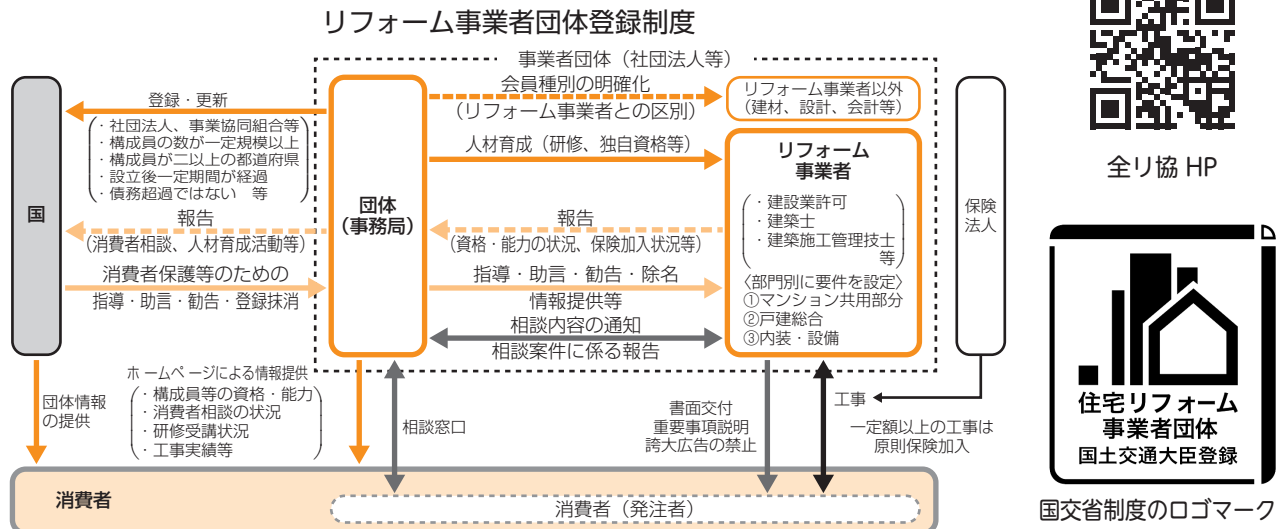
## あんしん住宅瑕疵保険

全建総連では、株式会社住宅あんしん保証から、認定品質住宅(ゆうゆう住宅仕様)を取り扱う団体として認定され、「ゆうゆう住宅仕様」による新築住宅に「あんしん住宅瑕疵保険」の割引保険料が2018年11月26日から適用されることになりました。

※詳細は、所属支部にお問い合わせください。

# リフォーム事業者団体登録で仕事確保を

住宅リフォーム業者の適正な業務確保と、消費者への情報提供を行うなど一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を国に登録し、消費者が安心してリフォーム工事を行えるようにする制度です。建設ユニオンでは、全建総連が設立する一般社団法人全建総連リフォーム協会（全リ協）への会員登録を希望する事業者の、登録手続きを行います。



全リ協では、2016年7月、正式に国交省の住宅リフォーム事業者団体登録に認定されました。それにより、全リ協の正会員事業者は、構成員としてHP等で公開され、営業で国交省の制度ロゴマークを使用することができるようになりました。

## ◆登録要件

下記①～④のいずれかの条件が全リ協の登録要件です。工事実績による入会審査と、必要な研修を受けて、正会員となります。

- ① リフォーム工事内容に応じた建設業許可業者
- ② リフォーム工事を業務範囲とする常勤の建築士、建築施工管理技士が在籍する者
- ③ 内装・設備工事等について「住宅リフォーム事業者団体登録制度に係わるガイドライン」（下表）に定める資格者が在籍する者。

「住宅リフォーム事業者団体登録制度に係るガイドライン」の資格者

| 資格         | 根拠となる法律 | 資格            | 根拠となる法律                     |
|------------|---------|---------------|-----------------------------|
| 建築設備士      | 建築士法    | 給水装置工事主任技術者   | 水道法                         |
| 管工事施工管理技士  | 建設業法    | 消防設備士         | 消防法                         |
| 電気工事施工管理技士 | 建設業法    | 液化石油ガス設備士     | 液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律 |
| 浄化槽設備士     | 浄化槽法    |               |                             |
| 電気工事士      | 電気工事士法  |               |                             |
| 電気主任技術者    | 電気事業法   | ガス消費機器設置工事監督者 | 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律      |
| 電気通信主任技術者  | 電気通信事業法 |               |                             |

- ④ 前記の要件がない場合  
下記のいずれかの者で、協会の定める「義務講習 A」を受講した者  
イ) リフォーム瑕疵保険登録事業者  
ロ) 常勤の増改築相談員登録者またはマンションリフォームマネジャーが在籍する者  
ハ) 常勤のリフォーム工事に係る 1・2 級技能士または職業訓練指導員が在籍する者  
※イ)はリフォーム瑕疵保険登録事業証、ロ)ハ)は資格証の写し+直近3年間のリフォーム工事見積書と契約書・注文書・請書と工事後の写真1枚。

## 法定書面による契約で特定商取引法に備えよう

### ○特定商取引法とは

09年12月1日の法改正により全ての訪問販売が法の適用対象になりました。  
訪問販売とは・・・事業者の営業所以外の場所で契約を締結する場合をいい、請負者が自社の営業所以外の場所（例：施主の家等）でおこなう契約も訪問販売に該当します。

### 1. クーリングオフ（契約の無条件解除権）とは

訪問販売を受けた消費者は、クーリングオフの権利を持ち、クーリングオフの有効期間は、事業者が法定書面を交付した日から8日間以内の間に行使できます。法定書面の交付がない場合は無期限にその権利は有効になります。

（事例）新築住宅の契約を営業所以外でおこなった時、法定書面を交付しないと、工事が完成していても、消費者は契約を解除することができます。また現状回復の無償の義務や受領していた金銭の返還義務が生じます。リフォーム工事も同様。

### 2. 法定書面を用意し契約をおこないましょう

事業者は、契約時に法律で定める書面（法定書面）を消費者に交付します。（交付した日がクーリングオフの起算日になります）

◎新築工事の請負契約書は、全建総連の（<http://www.zenkensoren.org/dl.html>）ホームページからダウンロードできます。

◎リフォーム工事契約書は、住宅リフォーム推進協議会のホームページ（<https://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>）から「住宅リフォーム工事 標準契約書式」がダウンロードできます。参考にしてください。

※見積書で一式の記載は無効です。

※クーリングオフ事項は赤字の中に8ポイント以上の赤字で記載します。

◎詳細な相談は組合事務所で受け付けています。

## 建設系産業廃棄物処理対策も万全に

廃棄物処理法が改正され2011年4月1日から施行

### ○注意する改正のポイント

#### 1) 産廃の処理責任は元請事業者に一元化されました（法第21条の3）

建設の下請負人は廃棄物処理業の許可を取得していないと処理ができません。

ただし、例外として少量の廃棄物は下記6の条件を全て満たす場合に、下請負人（収集運搬の許可は不要）が運搬することができます。

①元請けと下請の間で廃棄物を運搬することを証する書面を携行する。②修繕工事（解体工事や新築・増改築工事は除く）の請負代金が500万円以下であること。③1回の運搬量が1m<sup>3</sup>以下であること。④元請の指定する運搬先が排出事業場と同一か隣接する県内であること。⑤運搬途中で保管をおこなわない。⑥石綿含有建材など特別管理廃棄物が含まれないこと。

### 許可業者と契約をした後に

○排出事業者はマニフェスト（産業廃棄物管理票[7枚綴り]）一枚に産廃一品目を記入します。

- ・委託契約した業者へ排出品目数とマニフェスト発行枚数を確認し、産業廃棄物と共に渡します。
- ・適正に処理されると発行したマニフェストが排出事業者に戻ってきます。
- ・伝票に記載された処理について確認し5年間保存します。

### 2008年4月からマニフェスト交付状況報告提出義務化

| 提 出     | マニフェストを発行した事業者                                                                                                                                                                                              |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 届け出の期間  | 産業廃棄物の排出事業者（中間処理業者を含む）は、廃棄物処理法第12条の3第7項の規定により、前年度（4月1日から3月31日まで）の産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の交付等状況に関する報告書を事業場ごとに作成し、6月30日までに都道府県知事に提出することとされています。<br>なお、電子マニフェストを利用している場合は、情報処理センターが集計して報告を行うため、排出事業者自ら報告する必要はありません。 |
| 提 出 方 法 | 郵送で、紙又はデータ（CD-R/RW又はFD）一部（副本の郵送は必要ありません。自己管理です）                                                                                                                                                             |

## 全建総連長期優良住宅「ゆうゆう住宅Sモデル」

### 長期優良住宅に適合した全建総連の上位仕様

「ゆうゆう住宅Sモデル」とは、長期優良住宅促進法の施行に合わせ、全建総連が推進している住宅瑕疵担保責任保険付住宅である「ゆうゆう住宅」に、さらに長期優良住宅の認定基準と、これからの住宅として必要とされる独自の基準を付加した住宅づくりの仕様が「ゆうゆう住宅Sモデル」です。

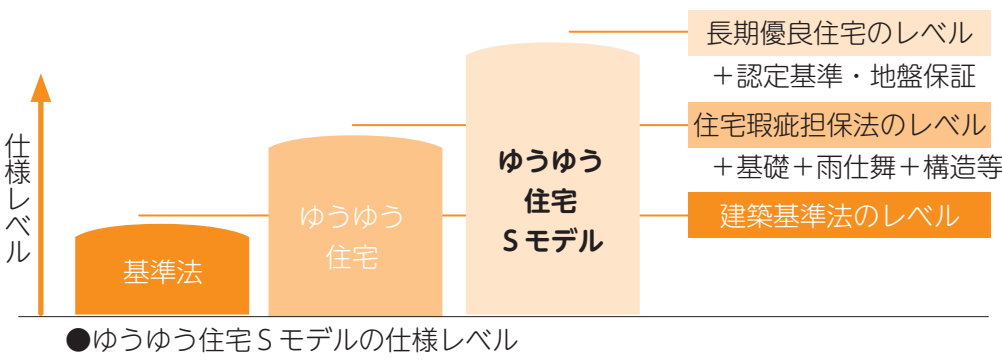
長期優良住宅  
認定基準

ゆうゆう住宅  
Sモデル

瑕疵担保  
責任保険

住宅履歴  
情報サービス

●ゆうゆう住宅Sモデルの仕様



一般住宅の水準※

※住宅瑕疵担保履行法により、資力確保等の措置が義務化されました。ゆうゆう住宅は、住宅保証機構（株）の「まもりすまい保険」の水準を満たした仕様です。

## 「長期優良住宅」とは

「いいものを作って、きちんと手入れして、  
長く大切に住もう」

一般の住宅に比べ、耐久性・耐震性が高く省エネ性能に優れるなど、長期間、良好な状態で住まい続けられる措置が講じられ、さらに住宅履歴情報を用いた長期にわたる維持保全の計画が立てられている住宅が「長期優良住宅」です。

良質なストックを継承し、住宅に対する負担を軽減し、より豊かな暮らしへの転換を図ることを目的としています。



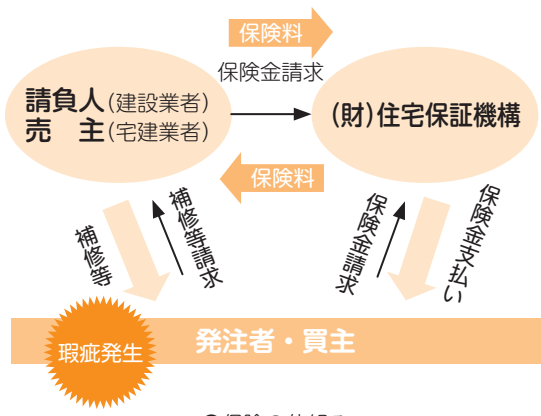
## 「住宅瑕疵担保履行法」への対応

### 住宅保証機構

#### 「まもりすまい保険」適用

平成21年に施行された「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）」では、新築住宅の引渡し資力確保が義務づけられました。

全建総連の「ゆうゆう住宅仕様」は、住宅保証機構（株）が運営する住宅瑕疵担保責任保険「まもりすまい保険」の特定住宅に該当し、保険料が割安になります。全建総連の組合員が利用できる有利な制度です。



●保険の仕組み

# 資格取得合格祝い金制度を拡充

組合員の資格取得を支援するために  
合格祝い金制度を創設・拡充しています。

※支給対象者は、受検(験)及び受講時、支給時に組合員であること

## 合格祝い金①

### ■技能士・建築士および施工管理技士合格祝い金

◇対象とする資格

- \*技能士（技能検定合格者）1級・単一等級・2級
- \*一級建築士・二級建築士・木造建築士に合格した組合員
- \*各種・各級施工管理技士に合格した組合員

◇祝い金額：10,000 円

## 合格祝い金②

### ■区分1：10,000 円

一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士、一級施工管理技士（技術検定試験）、第一種電気工事士、電気主任技術者（第一種、第二種）、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者（全職種）

### ■区分2：5,000 円

二級建築士、木造建築士、二級技能士、二級施工管理技士（技術検定試験）、第二種電気工事士、電気主任技術者（第三種）、電気通信工事担当者、職業訓練指導員免許、測量士、建築設備士、消防設備士、建築仕上改修施工管理技術者、道路標識点検診断士、発破技士、火薬類取扱保安責任者、消防設備点検資格者、海上起重作業管理技士、基礎施工士、1級エクステリアプランナー、ジェットグラウト技士、第一種冷媒フロン類取扱技術者、運動施設施工技士、排水設備工事責任技術者、配水管工技能者、金属屋根工事技士、認定ログビルダー、プレハブ建築マイスター、日本ウレタン断熱協会品質管理責任者、1級建築測量技能士、一級圧入施工技士

### ■区分3：2,000 円／作業主任者

ガス溶接、コンクリート破砕器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質及び四アルキル鉛等、鉛、木材加工用機械、地山の掘削及び土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿

※技能検定については、建設関係職種

※職業訓練指導員免許については、建設関係 36 科

※請求時効は、資格取得日から 3 年以内です。

①②の併給（同じ資格で両方申請すること）は可能です。  
詳細は各支部にお問い合わせください。

## ユニオンで仕事を元気に

組合では建設業に働く労働者・職人として、また建設業の事業者として仕事に必要なさまざまな資格や、技術・技能の向上のための講習などをおこなっています。講習会の案内から資格取得の申し込み手続きまでなんでもご相談ください。

### 2級建築施工管理技士講座

- 日時 9月12日～11月14日(全22日間)  
毎週月・木曜日午後6時30分～9時(19回)  
日曜日 全日(3回)
- 会場 建設ユニオン本部4階

### 建築士受験準備講座

- 全日本建築士会が行う1・2級建築士受験準備講習会を割り引き受講料で受講できます。
- 日時 1月～9月毎週土曜または日曜日  
9時～16時(※毎年秋～12月に募集)
- 会場 高田馬場・横浜等  
※総合資格学院、日建学院の受講も割引価格でご案内します。

### 増改築相談員 〈住宅リフォームエキスパート〉

- (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター認定
- 受講資格 住宅のリフォームに関して5年以上の経験
- 受講料 27,000円(登録料含む)
- 講習日と会場 2月頃・全建総連会館ほか  
※増改築相談員は5年ごとに更新研修を受ける(受講料17,500円・登録料含む)。

### 各種申請手続き

- 建設業許可  
建設業法の改正とともなって、建築一式工事では1,500万円以上または木造住宅延べ150m<sup>2</sup>以上の工事を請負う場合、許可業者の資格がないと仕事できません。その他の工事(各職関係など)で、500万円以上の仕事をする場合も必要です。許可の条件は経営経験・技術者・誠実性・財産的基礎などの基準に適合していることが必要です。

- 申請諸費用(申請費用・事務費を含む)  
(個人)新規112,000円 更新72,000円  
(法人)新規123,000円 更新83,000円  
変更届は1件 3,300円  
(決算変更届1期につき)  
※更新期間は許可年月日の5年後です。  
組合での手続の受付は許可期限の45日前で締切ります。

#### ■技能検定(技能士)

- 受検資格 1級/実務経験7年以上、2級/実務経験2年以上(学歴・資格等によって短縮されます)
- 試験日  
前期(募集3月)学科7月～9月  
実技6月～9月  
後期(募集9月)学科2月  
実技11月～2月
- 受検料  
学科3,100円 実技17,900円  
事務費2,200円  
※東京都は、2級または3級の実技試験を受検される2024年4月1日時点で34歳以下の方の受検手数料は9,000円減額されます。他県については、支部へお問い合わせください。  
※大工と塗装については受検準備講座(学科・実技)をおこないます。

#### ■建築士事務所登録(1級・2級・木造)

- 事務費5,500円

#### ■電気工事業者登録

- 事務所5,500円

#### ■解体工事業者登録

- 1都県につき5,500円(事務費)

#### ■収集運搬許可

- 新規33,000円
- 更新22,000円

## 労働安全の資格講習を実施しています

労働安全衛生法では、建設業など一定の危険有害な業務を行っている事業所に対して、「免許」の取得や「技能講習」、「特別教育」の実施を義務付けています。また、一部の危険有害な業務においては、作業者を指揮する者として、免許取得者または技能講習修了者から「作業主任者」を選任する必要があります。特別教育が必要な作業者にその教育を実施していない場合や、無資格の作業者を就業させた場合、作業主任者を置かず作業した場合、罰則（6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金）が適用される場合があります。

さらに事故が起きた場合には「刑事責任」や「民事責任」が問われます。

建設ユニオンでは、（一社）首都圏建設産業ユニオン技術センターを設立し、NPO 法人東京建設技術センターと協力し、建設業で必要とされる資格の講習を実施しています。

### ■石綿含有建材調査者講習、30,000 円で実施

石綿障害予防規則と大気汚染防止法の改正により、工事開始前に義務付けられている工事個所のアスベスト建材の使用有無の調査が、2023年10月から有資格者以外はできなくなりました。請負事業者は特に注意が必要です。アスベストは、戦後の輸入再開から全面禁止の前年2005年までに約1,000万t輸入され、その7～8割が建材に使用されてきました。ごく少量でも吸引すると肺ガンなどの病気が発症するとされており、建設従事者と建物使用者、周辺住民が被ばくしないよう、取扱いが厳格になってきています。

有資格者以外、義務付けられている建材調査ができないため、多くの組合の仲間が困らないように、（一社）首都圏建設産業ユニオン技術センターでは定期的に標記講習会を開催し、組合の仲間の受講を呼びかけています。受講資格は以下のとおりです。

| 学 歴 等                | 実務経験年数            |
|----------------------|-------------------|
| 大学の建築学科を卒業者          | 建築の実務経験2年以上       |
| 短期大学の建築学科を卒業者        | 建築の実務経験3年以上       |
| 高等専門学校で建築学科を卒業者      | 建築の実務経験4年以上       |
| 高等学校・中等校の建築学科を卒業者    | 建築の実務経験7年以上       |
| 学歴不問                 | 建築の実務経験11年以上      |
| 特定化学物質等作業主任者技能講習の修了者 | 石綿含有建材の調査実務経験5年以上 |
| 石綿作業主任者技能講習の修了者      | 実務経験不問            |

### ■特別教育 受講資格：当該作業に従事する18歳以上の者など

| 講 習 名            | 必要な作業                                       |
|------------------|---------------------------------------------|
| 職長・安全衛生責任者教育     | 労働安全衛生法第60条に定められている、新たに職務に就く職長に対する安全・衛生の講習  |
| 職長・安全衛生責任者能力向上教育 | 安全衛生教育等推進要綱では、5年ごとに能力向上教育に準じた教育を受けるよう求めています |

| 講 習 名          | 必要な作業                                        |
|----------------|----------------------------------------------|
| 足場の組み立て等作業従事者  | 足場の組立て、解体又は変更に係る作業                           |
| フルハーネス型安全帯使用作業 | 高さ2メートル以上で作業床を設ける事が困難な場所でフルハーネス型安全帯を着用して行う作業 |
| 自由研削といし        | 自由研削といしの取替え又は取替え時の試運転の作業                     |
| 丸のこ等取扱い作業従事者   | 携帯用丸のこ盤を使用する作業                               |
| アーク溶接          | アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の作業                     |
| 高所作業車運転        | 作業床の高さが10m未満の高所作業車の操作                        |

■作業主任者技能講習 受講資格：当該作業に従事する18歳以上の者など

| 講 習 名       | 必要な作業                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------------|
| 有機溶剤        | 屋内作業又はタンク等の場所での有機溶剤を製造、または取り扱う作業                      |
| 足場の組立て等     | つり足場、張り出し足場又は高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体または変更の作業              |
| 木造建築物の組立て   | 軒高5m以上の木造建築物の構造部材の組立てまたはこれに伴う屋根下地、壁装下地の取付け作業          |
| 建築物の鉄骨の組立て等 | 建築物の骨組みまたは塔の金属製の部材で構成されるもの(高さが5m以上)の組立て、解体又は変更の作業     |
| 石綿(アスベスト)   | 石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業                    |
| ガス溶接        | 可燃性ガス及び、酸素を用いて行う溶接、溶断の作業                              |
| 玉掛け         | 制限荷重1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛け作業 |
| 高所作業車運転     | 作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務              |
| 小型移動式クレーン運転 | つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの操作                           |

(一社)首都圏建設産業ユニオン技術センター及びNPO法人東京建設技術センターで開催している特別教育・作業主任者講習の一部については、建設労働者技能実習コース：経費助成・賃金助成の申請が可能です。助成額については、経費助成として受講料の8割と、賃金助成として受講日1日につき、8,550円が支給されます(20人以下事業所の場合)。助成金の申請は、各支部事務所にお問合せください。

## 東京建築高等職業訓練校 見習工養成

### 大工さんたちの学校

東京建築高等職業訓練校は、職業能力開発促進法にもとづく東京都認定訓練校で建築職人を目指す若者たちが、実技と学科の訓練に励んでいます。

授業日は毎週土曜日9時～5時まで。学科訓練は法規、仕様・積算、設計製図、規矩術、工作法など16科目を工業高校・専門学校の先生方と専任の講師13名が教えています。実技訓練は大工として必要な木造軸組工法に関する課題の実習を基礎から応用まで、8名の専任指導員が教えます。他に現場見学、研修旅行等の課外訓練も行っています。



訓練は2か年課程で、修了生には様々な特典（下記参照）が与えられます。2024年度までの修了生は延べ1,800名を越えます。

訓練校はその他に、二級建築施工管理技士（建築・躯体・仕上げ）受験コース（2ヶ月間）、一級・二級技能検定（建築大工・塗装）コース等も行っており、多数の合格者・有資格者を出しています。

### 修了時の特典

- ①修了時の技能照査に合格すれば、建築大工2級技能検定の学科試験免除。  
※2級技能検定合格後2年の実務経験で、1級技能検定の受検が可。
- ②最初から1級技能検定を受ける場合は、修了後4年の実務経験で受検が可。
- ③高卒の場合、木造・2級建築士試験の受験については修了後すぐに、免許登録申請については修了後2年で可。
- ④修了後の実務経験7年（技能照査合格の場合は6年）で職業訓練指導員免許を取得するための48時間講習の受講が可。

### 技能向上の短期課程

一般の組合員を対象に、短期間の訓練でさらなる技能の習得を目的に『2級建築施工管理技士講座』『1級及び2級技能検定講習』などの訓練をおこなっています。

### 見習工の養成には職業訓練指導員

職業訓練指導員は、見習工を養成する時に必要な資格です。48時間の講習または試験に合格すれば、都県知事の免許が出ます。組合では、受講申請を支部事務所で受け付けています。受講資格は1級技能士取得者等です。

### 後継者養成の求人活動も

組合では、専門の求人団体（東京建設業組合求人部）をつくって、後継者の育成をしています。募集する事業主の職種は、主に、大工、左官などで、毎年新規学卒者（大卒・専門学校卒、高校卒）を対象に、求人活動をおこなっています。

- 【訓練期間】** 2 年
- 【訓練日】** 毎週土曜日 午前9時～午後5時、1 年次 47 日、2 年次 52 日。春・夏・冬休みあり。
- 【訓練教科目】** **学 科** ①実際の建築現場に応用できる設計製図。  
②建築実務に役立つ、法規・計画・仕様積算・構造・設備等。  
③さしがねの使い方～規矩術（初級・中級）。施工法、工作法。
- 実 技** 継手、仕口、各種墨付、加工、組立。1・2 級技能検定課題。
- 【行事】** 入校式、修了式、見学会、研修旅行など。
- 【試験】** 入学試験はありません。  
学年末試験と修了試験及び技能照査（学科・実技）。
- 【教室】** 学 科 / 東建国保会館（高田馬場駅下車徒歩7分）  
実 技 / 都立職能開発センター府中校（京王線・中河原駅下車7分）他
- 【入校資格】** 訓練校規則を守り、建築の仕事に就きながら建築技術技能者を志す意欲ある者（実務経験の有無は問いません）  
但し、中学校卒者は、2 年の実務経験後入校となります。
- 【費用】** 入 学 金 / 35,000 円（申込時に納入）  
授 業 料 / 13,000 円（奇数月に2ヶ月分前納）

**【訓練生派遣事業主への助成】**

雇用保険を適用する建設業事業主は、「人材開発支援助成金」を受けることができます。  
※給付申請等については訓練校事務局にお問い合わせください。

**入校手続**

- ①電話・FAX または郵便で、申込書・入校願用紙を申し込んでください。  
すぐ郵送いたします。(FAX：03-6417-0681)
- ②申込書・入校願に記入・捺印し、顔写真（3センチ×2.5センチ）4 枚及び入学金を添えて、  
直接支部事務所へ、または郵送で訓練校へ提出してください。

**申込締切日**

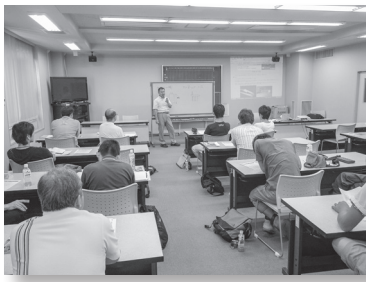
毎年1月末。(定員がありますので、お問い合わせください)

**申込み・問い合わせ先**

**東京建築高等職業訓練校**  
〒141-0031 東京都品川区西五反田 2-31-6  
セブンスターマンション第2五反田ビル 201  
電話 03-6417-0680 / FAX 03-6417-0681



実習所で課題の説明



学科の従業も充実



経験豊富な指導員による実技指導

# 12 建設業の現場で働く方の退職金制度

## 建退共（建設業退職金共済）制度

### 「40年で430万円」の退職金

建退共は、「建設技能者の人材確保・育成」「現場作業員の福祉の向上」のために、建設業で働く人たちを対象として作られた国の退職金制度です。

★運用利回り 1.3%（令和8年10月に1.5%へ引き上げ予定）

★初めての手帳には16,000円分（約2ヶ月分）の補助

国からの補助もあり、安心で有利な制度です。

### 《建設ユニオンでの取り扱い》

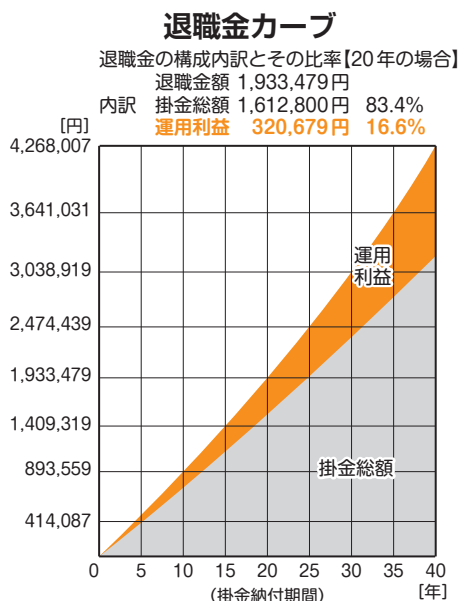
見込みの就労日数を25日として、1日320円×25日+50円（事務費）=8,050円を月々の組合費と一緒に納入します。「事務組合」「任意組合」のいずれも取り扱っています。

① 親方・事業主の方が、従業員のために掛金を支払う → 「事務組合」

② 一人親方が、自分で掛金を支払い運用益を得る → 「任意組合」

（申請事務費）1ヶ月（1人）50円

※中退共と重複加入はできません。掛金の引継ぎを行うことができる場合があります。（要件はご確認ください。）



### 《退職金の請求》

1年間（252日分）以上の証紙が貼られていて、

①職人（または一人親方）から事業主になったとき  
（事業主自身が手帳を持つことはできません）

②建設業で働かなくなったとき

③55歳になったとき（継続可）

④死亡したとき

以上の事由に該当したときに退職金として給付を受けることができます。

なお、給付の際にはマイナンバーを含む各種書類が必要になります。

※2年間（504日分）以下で退職金請求をすると掛金を下回ります。

### 《元請会社への直接請求》

公共工事では建退共証紙を交付することが、元請に義務づけられています。

また、企業交渉での各社への要求の結果、民間工事でも貼付を約束する企業が増えています。組合では、事務・任意組合として、上位企業（1次会社等）に代わり、元請企業へ証紙申請・交付の『直接請求』手続きを行っています。

### ※民間工事で貼付を約束している企業

鹿島建設（原則2次・CCUS保有者）、竹中工務店、大林組、大成建設、清水建設、戸田建設、前田建設工業、三井住友建設、西松建設、熊谷組、東急建設、東洋建設、フジタ、浅沼組、ピーエス三菱、佐藤工業、五洋建設、奥村組、鴻池組、銭高組、鉄建建設、東亜建設工業、松井建設、飛島建設、大豊建設、NIPPO、大日本土木、安藤ハザマ、関電工、ダイダン、新菱冷熱工業、大和ハウス工業（企業の条件を満たした方のみ）、大東建託

制度改定など最新情報は、建退共ホームページを参照ください。



★建退共手帳を持ちましょう★

建退共

組合共済

建設国保

労働保険

現場保険

共済制度

税金相談

仕事賃金

アキ  
ツリ  
ブア

外特  
定技  
能人

法不  
律相  
談い

技能  
資格

建退  
共融

資

親睦  
交流

連絡  
先

# 13 ▶ ろうきん(中央労働金庫)の融資など

## くらしの設計はろうきんで～提携住宅ローンも～

### ■ろうきんの融資制度

組合では、住宅ローンや教育ローンなど、中央労働金庫と提携しており、有利な条件で借入れができます。(エース預金利用者は金利が優遇されます。)

#### ●不動産担保ローン

住宅ローン / 借換・買換ローン

(融資額：最高 1 億円 融資期間最長 40 年)

##### ○金利 (2025 年 1 月)

変動金利型年 2.475% (提携最大引下後 0.475%)

全期間固定金利型 3.950% (提携最大引下後 1.950%)

※保証料定率型の場合の金利となります。

※申し込み時の年齢が満 20 歳以上、最終ご返済時が満 81 歳未満の方で、保証協会の保証を受けられる方がご利用いただけます。

※実際の融資金利は、申し込み時点ではなく、借り入れ時点での金利が適用されます。

※事業主・一人親方は融資金額に制限があります。



#### ●無担保ローン

○カーライフローン 最高 1,000 万円 最長 10 年

○教育ローン 最高 2,000 万円 最長 15 年 (据え置き期間最長 5 年) を設定可

○その他

※事業主・一人親方は融資金額に制限があります。

※詳しい情報、金利の情報は支部窓口にお問い合わせください。制度の内容は、中央労働金庫のホームページをご確認ください。

#### ●借入要件等

①組合在籍歴が 1 年以上

②借入希望者は原則として基礎組織所属者

③組合費等の前納を守っている者

④共同保証の保証が得られる者

⑤返済方法 決められた日までに組合窓口へ

※必要書類は、組合窓口にお問い合わせください。

中央労働金庫

検索



### ■公的融資制度の利用 (事業資金融資等)

自治体の中小企業融資 (運転資金・設備資金) などがあります。公的融資制度は低金利で無担保・無保証人で融資が受けられます。地域により制度が異なりますので、融資資格、限度額等は支部事務所窓口までお問い合わせください。

# 14 組合の親睦と交流

## 家族ぐるみの親睦の輪

仲間の結束は、組合員がお互いに相手の顔を知り、気心を知り合うことから始まります。家族ぐるみで知り合えば、仲間の団結にこれ以上の良策はありません。支部・分会などで楽しい企画の家族慰安会がとりくまれ、仲間の親睦と交流をとおして、よりよい組合づくりをめざしています。

### 《保養施設利用者に 3,000 円の補助》

各建設国保指定の保養施設を利用する場合、被保険者に限り1人につき3,000円が組合金保から補助されます。(金額・回数は加入する国保組合により異なります。)

◎各組合金保の保養施設(契約旅館)は、もよりの支部事務所へお問い合わせください。



## 組合青年部に参加しよう。若い仲間が学び遊ぶ

組合の各支部には、若い職人の仲間が集まる“青年部”があります。「これからの建設業をどうしていくべきか」「もっと技術・技能を磨きたい」「ときには、みんなで集まってスポーツでも…」と、若い仲間の要望、悩みは様々です。青年部では、ためになる学習会をはじめ、本部主催のスポーツレク(フットサル大会等)、各支部ではバスツアー、ゴーカート大会、BBQなどを企画。次代を担う若者たちの交流と学習をおこなっています。



## 後継者世代を支援



婚活パーティー

36歳から49歳までの組合員を後継者世代とし、この世代の組合活動を、後継者対策委員会で担っています。本部では結婚相手の出会いの場として「婚活パーティー」を開催し、結婚につながっています。家族ぐるみのボウリング大会、仕事研修と交流の名刺交換会などを行っています。

各支部でもBBQやヨガ教室、ゴルフコンペ、奥さんおもてなし会、婚活パーティー、仕事情報交換の研修&名刺交換会を開催しています。

## 高齢者にも活躍の場

65 歳以上の高齢者世代の活動・交流の場「年輪の会」の活動を行なっています。各支部でも名称を変えた高齢者の会を結成し、ウォーキングなどで健康づくり、懇親旅行を通じた交流、住宅デーへの参加、仲間を増やす活動などを行なっています。

本部年輪の会は年 2 回の幹事会、年 1 回の学習会・総会、交流会を通じ、活動の強化をはかっています。



## 主婦の会が活躍すれば

支部の中に組合員の奥さんが集って「主婦の会」を作っています。主婦の会では、家庭で共通の悩みを話し会ったり、健康教室、新年の干支づくり、ビーズアクセサリー、親子料理教室など様々な企画を行っています。

組合活動の応援として、組合員・主婦の会会員の拡大運動、住宅デーに参加しています。

本部主婦協では、広島・長崎現地への代表派遣、折り鶴や、組合や平和をテーマに研修会を行っています。



バス研修会

## 機関紙 すくすく

機関紙「すくすく」を毎月発行しています。「すくすく」は「より読まれ、親しまれる機関紙」「ためになり、役に立つ機関紙」「仲間を結びつけ、仲間を励ます機関紙」をめざしています。

教宣部では

- ①組合がやっていることを正しく伝える
- ②方針や決定をみんなに知ってもらう
- ③仲間の意見や声を紙面に反映させる
- ④仲間の生活日常を描くことで共鳴の輪を広げる
- ⑤機関紙作りを通じて仲間を作る

以上のことを基本に編集しています。

具体的には、組合の諸運動や法律・制度の解説、仕事情報、資格講習案内、求人・求職案内等を掲載しています。定期発行を支えているのは、組合員・家族のみなさんによる通信・投稿記事です。随時、受け付けていますので、みんなの手で、自分たちの機関紙を育てていきましょう。

“すくすく”は、組合員と家族はもとより、未加入の建設従事者、地域住民のみなさんが読者です。組織拡大行動などに活用してください。

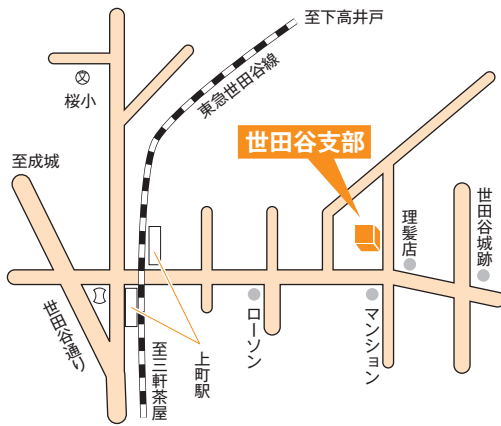


# 建設ユニオンが あなたを応援します！



## 世田谷支部

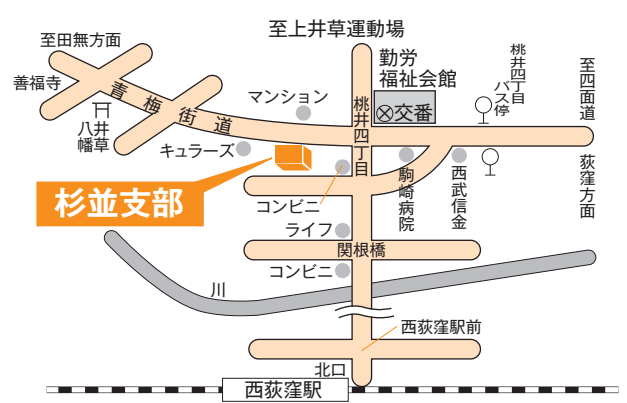
〒154-0017 世田谷区世田谷3-6-10  
TEL03-3425-0881 FAX03-3425-1809  
setagaya@kensetu-union.jp



● 東急世田谷線上町駅 徒歩 3 分

## 杉並支部

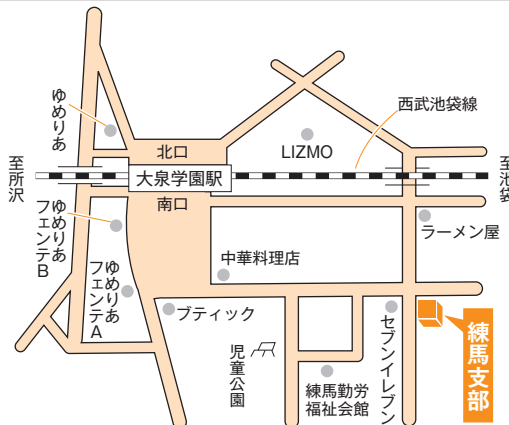
〒167-0041 杉並区善福寺1-15-24  
TEL03-3396-7333 FAX03-3397-1848  
suginami@kensetu-union.jp  
https://union-suginami.com/



● JR 中央線西荻窪駅 徒歩 15 分

## 練馬支部

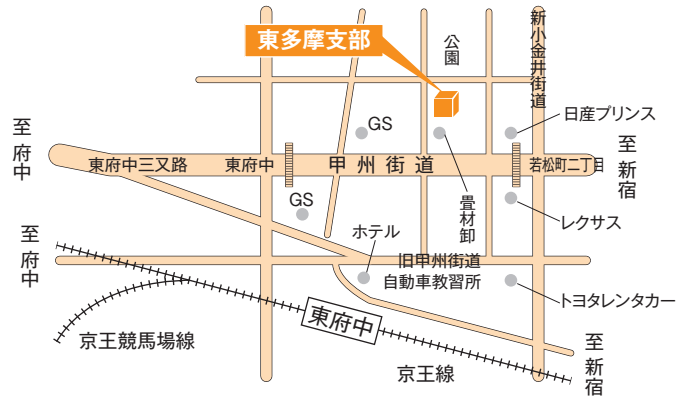
〒178-0063 練馬区東大泉5-38-20  
TEL03-3925-0009 FAX03-3925-0635  
nerima@kensetu-union.jp



● 西武池袋線大泉学園駅 徒歩 5 分

## 東多摩支部

〒183-0005 府中市若松町2-3-28  
TEL042-354-8055 FAX042-354-8056  
higashitama@kensetu-union.jp  
https://www.union-higashitama.com/



● 京王線東府中駅 徒歩 5 分

## 多摩北支部

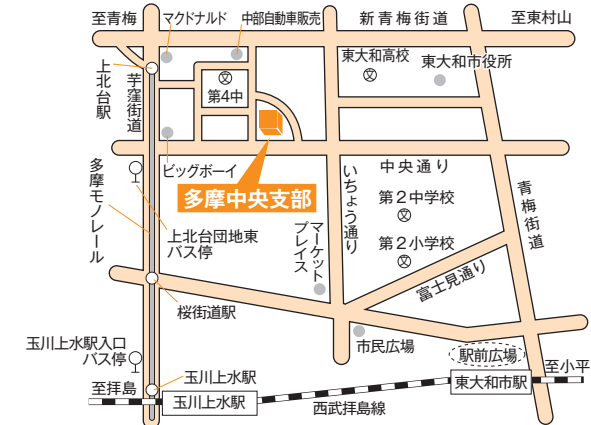
〒203-0033 東久留米市滝山7-23-17  
TEL042-479-2260 FAX042-479-2267  
kita@kensetu-union.jp  
https://kensetu-union.jp/tamakita/



● 花小金井駅よりバス 15 分、バス停より徒歩 8 分

## 多摩中央支部

〒207-0021 東大和市立野1-26-13  
TEL042-563-2666 FAX042-563-0140  
chuo@kensetu-union.jp  
https://www.union-tamachuo.com/



● 多摩モノレール上北台駅 徒歩 7 分

## 多摩支部

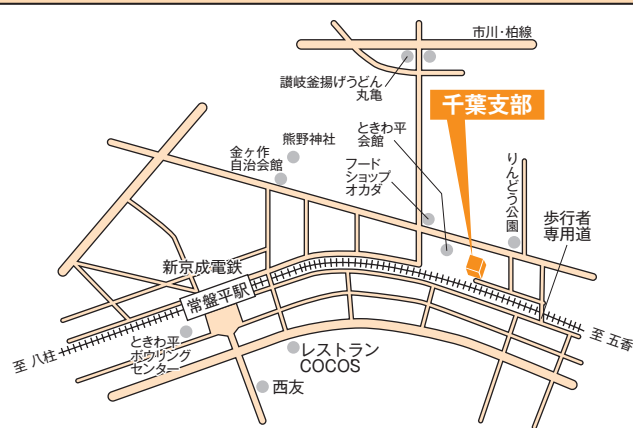
〒192-0066 八王子市本町2-10  
TEL042-625-2351 FAX042-626-4055  
tama@kensetu-union.jp



●JR 八王子・京王八王子駅 徒歩 8 分

## 千葉支部

〒270-2251 松戸市金ヶ作396-12  
TEL047-311-2527 FAX047-311-2528  
chiba@kensetu-union.jp



●新京成電鉄 常盤平駅 徒歩 13 分

## 茨城支部

〒300-1252 茨城県つくば市高見原1-1-29  
TEL029-871-0219 FAX029-871-0821  
ibaraki@kensetu-union.jp



●JR 牛久駅 徒歩 20 分

## 埼玉支部

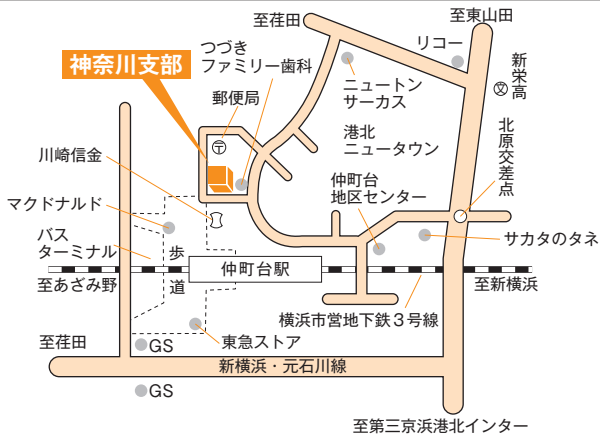
〒351-0115 和光市新倉2-21-51  
TEL048-465-5933 FAX048-466-8647  
saitama@kensetu-union.jp



●東武東上線 和光市駅 徒歩 17 分

## 神奈川支部

〒224-0041 横浜市都筑区仲町台1-34-3-203  
TEL045-943-8941 FAX045-943-8961  
kanagawa@kensetu-union.jp



●横浜市営地下鉄仲町台駅 徒歩 2 分

組合連絡先

組合共済

建設国保

労働保険

現場保険

共済制度

税金相談

仕事賃金

キャリアアップ

特定技能外国人

不払相対

技能資格

建退共融

資

親睦交流

連絡先

## 組合費・保険料等の口座引落とし登録用紙

### 1. 口座引落とし（口座振替）制度の説明（ご了解の上で手続きをお願いします）

- ① 毎月 27 日（休日の場合は翌営業日）が振替日です。翌月分の組合費・保険料等を、ご登録いただいた口座から引落します。毎月、口座の残高にご注意いただき、前日までにご入金をお願いします。
- ② ご登録いただく口座は、公共料金の自動振替等で使用されている口座をお願いします。
- ③ 口座からの振替は、一組合員一口座を基本としますが、同一支部に所属する、同一家族、または同一事業所等の組合員の場合は、別紙の「一括振替対象者名簿」を提出していただくことにより、同一口座から複数人分の一括引落としが可能です。その場合は、口座名義人（事業所名義の場合は事業所代表者）の方に納入や諸手続きの責任を負っていただきます。
- ④ 通帳には「S M B C（ケンセツユニオン）」と表示されます。
- ⑤ 口座引落としの方には、領収書、請求書は発行いたしません。通帳の表示で金額をご確認ください。また、毎月の請求書も発行いたしません。年に一度、金額の内訳をお知らせし、変更があった場合は、その都度ご案内をいたします。ただし、一括振替の責任者の方には、納入前に請求内訳書をお出しできますので、支部とご相談ください。
- ⑥ 組合は前納制です。振替日に翌月分の引落としができないと、「滞納」となります。振替ができなかった方には、翌月の初旬に、ハガキや電話等で連絡をさしあげますので、至急納入をお願いします。
- ⑦ 「滞納」が2ヶ月続くと、組合員の権利がなくなり、共済等の給付を受けられなくなります。また、それ以降の口座振替は、中止します。
- ⑧ 毎月6日までに「滞納」を解消された方は、当月 27 日（次月分）の振替を再開いたします。
- ⑨ 家族等の増減（国保加入者）などの変更があった場合は、速やかに支部窓口で所定の手続きをしてください。組合や国保を脱退をされる場合は、別途手続きが必要なので、脱退月の 10 日までに、必ず支部に連絡をしてください。脱退手続きが完了しないと、組合費・保険料等の納入義務が継続し、滞納金が増えていきます。また、手続きが遅れると、振替の停止手続きが間に合わず、引落としをしてしまいます。家族の増減、脱退等で、振替金額の変更や調整、返金等が生じた場合は、支部窓口等で清算をしていただきます。

### 2. 振替手続きの申込み方法（登録用紙の記載方法は裏面をご覧ください）

【新規登録】「預金口座振替依頼書」に記入し、支部窓口提出してください。毎月 20 日までに手続きが完了すると、翌月の 27 日から引落としが開始されます。口座を変更する場合も同様です。

例 3月20日までに提出 → 引落とし開始は4月27日（5月分）から

### 3. 「預金口座振替依頼書」記載時の注意事項

- ① 「口座名義人」は、お持ちの口座と同じ名称を記入し、同一の印鑑を押してください。
- ② 1枚目の右上の捺印欄に、必ず捺印を押してください。印鑑レス口座（ネット銀行等）は、メールやホームページ等で本人の確認が必要です。
- ③ 2枚目の「申込人名」「申込人住所」に、組合員名を記載してください。
- ④ 1枚目、2枚目を支部窓口提出してください。3枚目はご本人の控えです。

# 青字の箇所を忘れずにご記入ください

(金融機関用)

令和 年 月 日

## 記入例

## 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書(収加)

預金種目を必ず○で囲む

私は、SMBCファイナンスサービス株式会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規程を確約のうえ依頼します。

|        |                    |     |                      |
|--------|--------------------|-----|----------------------|
| 収納代行会社 | SMBCファイナンスサービス株式会社 | 振替日 | 27日(金融機関休業日の場合は翌営業日) |
|--------|--------------------|-----|----------------------|

ゆうちょ銀行以外の銀行 または ゆうちょ銀行 のどちらか一つに記入してください。

|                                 |              |            |                   |                        |
|---------------------------------|--------------|------------|-------------------|------------------------|
| ゆうちょ銀行以外の銀行                     | 金融機関コード      | 支店コード      | 預金種目<br>(どちらかに○印) | 口座番号<br>(右詰めでご記入ください。) |
|                                 | 〇〇〇 銀信用金 行庫合 | 〇〇 本支店 出張所 | 1. 普通<br>2. 当座    | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇             |
|                                 | (フリガナ)       | ケンセツ タロウ   |                   |                        |
| 口座名義人                           | 建設太郎         |            |                   | 金融機関お届け印<br>建設印        |
| 法人の場合は、社名、代表者役名、氏名を省略せずご記入ください。 |              |            |                   |                        |

捨印  
ゆうちょ銀行を除く

金融機関へのお届け印ですか

|         |                                            |          |                            |
|---------|--------------------------------------------|----------|----------------------------|
| ゆうちょ銀行  | (フリガナ)                                     | ケンセツ タロウ | ゆうちょ銀行お届け印<br>建設印          |
|         | 口座名義人                                      | 建設太郎     |                            |
|         | 法人の場合は、ゆうちょ銀行へお届けの社名、代表者役名、氏名を省略せずご記入ください。 |          |                            |
| 種目コード   | 契約種別コード                                    | 通帳記号     | 通帳番号(右詰めでご記入ください。)         |
| 166     | 30                                         | 1〇〇〇〇〇   | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇                |
| 払込先口座番号 | 00110-5-58830                              |          | 払込先加入者名 SMBCファイナンスサービス株式会社 |

〈収納企業使用欄〉

最後は1となります

|       |                    |        |          |
|-------|--------------------|--------|----------|
| 収納企業名 | 首都圏建設産業ユニオン        | 料金等の種類 | 組合費・保険料等 |
| 契約者番号 | 委託者コード<br>24875000 | 顧客コード  |          |

お申込人名等は2枚目にご記入ください。

ー預金口座振替規程ー ※ゆうちょ銀行払いは除く。

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規程または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。尚、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等担当の事由があるときは、特に申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛争が生じて、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(金融機関へのお願い)  
この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記不備返却先へご返送ください。

|         |                                                                                   |      |     |  |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|------|-----|--|
| 金融機関使用欄 | (不備返却事由)                                                                          |      |     |  |
|         | 1. 預金(貯金)取引なし 3印鑑相違<br>2. 記載事項等相違<br>店名、預金種目、口座番号、<br>通帳記号、通帳番号、口座名義<br>4. その他( ) |      |     |  |
|         | 備考                                                                                |      |     |  |
|         | 検印                                                                                | 印鑑照合 | 受付印 |  |

取扱店日附印

(不備返却先)  
SMBCファイナンスサービス(株) 決済ビジネス事務部  
〒108-6350 東京都港区三田3-5-27 TEL03-5444-1533

◎書類の流れ お客様→収納企業→SMBC ファイナンスサービス→金融機関

汎用 1/3



# 組合加入に必要な諸費用 計算書

加入時の納入金額

翌月からの納入金額

加入金

2,000 円

+

組合費など

| 区 分 内 訳                   | 組合費    | 組合基金 | 共済基金   | 合計     |
|---------------------------|--------|------|--------|--------|
| 一 般 組 合 員 ( 3 0 ～ 6 9 歳 ) | 4,960円 | 200円 | 1,040円 | 6,200円 |
| 2 0 歳 未 満 の 組 合 員         | 3,700円 | 200円 | 800円   | 4,700円 |
| 30 歳未満、70 歳以上の組合員及び女性組合員  | 4,460円 | 200円 | 1,040円 | 5,700円 |

+

支 部 費

円

円

地 区 費

円

円

分 会 費

円

円

計 (A)

円

円

保 険 料

円

円

徴 収 金

(東建 7 支所共済掛金)

※ 300 円

※東建国保加入者のみ

円

徴 収 金

(埼玉分担金)

※ 750 円

※埼建国保加入者のみ

円

計 (B)

円

円

合計 (A + B)

円

円

組合だけ加入の人

組合同保にも加入する人

## ●組合に加入する資格は

親方から職人・見習い工まで、建設に関連する職種であれば誰でも加入できます。

## ●加入・脱退の手続きは

加入申込書に必要な費用を添えて申し込んでください。加入・脱退とも、原則として毎月 20 日が締め切り日です（締め切り日以降の申込や連絡は翌月の加入・脱退となります）。

## ●毎月の組合費は

組合費や健康保険料は前納制です。毎月決められた日までに納めてください。

なお、滞納が 2 ヶ月になると組合共済の受給権利が停止され、3 ヶ月続くと組合脱退・健康保険の資格喪失となります。

## 組合費等の口座自動引落大好評！実施中

### ●加入できる職種

|         |               |                |      |       |                |
|---------|---------------|----------------|------|-------|----------------|
| 大工      | 電工            | 防水工            | 型枠大工 | 配管工   | 看板工            |
| A L C 工 | 空調整備・<br>設備工  | 内外装装飾<br>インテリア | 左官   | タイル工  | 保温工            |
| ハツリ工    | ブロック・<br>れんが工 | 造園工            | ラス張工 | 鉄骨・鉄工 | 家具・木工          |
| 鳶工      | 鉄筋工           | 表具工            | 土工   | 板金工   | 設計・測量          |
| 経師工     | 解体工           | ダクト工           | 畳工   | 石工    | 溶接工            |
| コンクリート工 | 硝子工           | 住宅消毒・<br>害虫駆除  | 屋根葺工 | サッシ工  | 設備機械<br>オペレーター |
| 瓦工      | 塗装・吹付工        | その他建設関係の職種     |      |       |                |

### ●建設ユニオンの組合費

| 区 分   | 一般組合員<br>(30～69歳) | 20歳未満の<br>組合員 | 20～30歳<br>未満の組合員 | 70歳以上の<br>組合員 | 女性組合員<br>(20歳以上) |
|-------|-------------------|---------------|------------------|---------------|------------------|
| 組 合 費 | 6,200円            | 4,700円        | 5,700円           | 5,700円        | 5,700円           |

※ 組合費は「活動費」「組合基金」「共済基金」などの総計です。

※ 組合費の他に「支部費」などが徴収されます。(詳細は裏ページ)

## 首都圏に広がる 13 の支部

首都圏建設産業ユニオンは、あなたの加入をお待ちしています！

**城北支部** 〒120-0042 足立区千住龍田町12-11  
TEL.03(3888)2595・FAX.03(3881)3496

**城南支部** 〒142-0053 品川区中延4-7-3  
TEL.03(3786)2233・FAX.03(3785)4756

**世田谷支部** 〒154-0017 世田谷区世田谷3-6-10  
TEL.03(3425)0881・FAX.03(3425)1809

**杉並支部** 〒167-0041 杉並区善福寺1-15-24  
TEL.03(3396)7333・FAX.03(3397)1848

**練馬支部** 〒178-0063 練馬区東大泉5-38-20  
TEL.03(3925)0009・FAX.03(3925)0635

**東多摩支部** 〒183-0005 府中市若松町2-3-28  
TEL.042(354)8055・FAX.042(354)8056

**多摩北支部** 〒203-0033 東久留米市滝山7-23-17  
TEL.042(479)2260・FAX.042(479)2267

**多摩中央支部** 〒207-0021 東大和市立野1-26-13  
TEL.042(563)2666・FAX.042(563)0140

**多摩支部** 〒192-0066 八王子市本町2-10  
TEL.042(625)2351・FAX.042(626)4055

**千葉支部** 〒270-2251 松戸市金ヶ作396-12  
TEL.047(311)2527・FAX.047(311)2528

**茨城支部** 〒300-1252 つくば市高見原1-1-29  
TEL.029(871)0219・FAX.029(871)0821

**埼玉支部** 〒351-0115 和光市新倉2-21-51  
TEL.048(465)5933・FAX.048(466)8647

**神奈川支部** 〒224-0041 横浜市中区築区仲町台  
1-34-3-203  
TEL.045(943)8941・FAX.045(943)8961



〒150-0041 東京都渋谷区神南1-3-10

首都圏建設産業ユニオン

TEL.03(3462)5331

URL <https://www.kensetu-union.jp>

FAX.03(3462)5334

E-mail [honbu@kensetu-union.jp](mailto:honbu@kensetu-union.jp)